

論文

国家に主導された市民社会？

——1945年以前の日本にその手がかりを求めて——

マイク・ヘンドリック・シュプロッテ / 平松英人訳

「この現在に於けるいつれの時点も既に生起せしものである。それが曾つてあったところのものやそれが曾つて発生した状態は過ぎ去つていく。然しその過去性は理念的にそのうちにあるのである。然しただ理念的に〔あり〕、消え失せし特質〔としてあり〕、潜在せる微光〔としてあるに過ぎない〕。これらのものは宛もそこにはないかのやうに知られずにあるのである。探求の眼、探求の眼はこれらのものを呼び醒まし、再び蘇らせ、過去の虚しき闇のうちに映り返えさせることが出来る¹⁾。」

1. はじめに

1909年12月、ジャーナリストで詩人の石川啄木の政治的エッセイ「きれぎれに心に浮かんだ感じと回想」が、文芸雑誌『スバル』に掲載された²⁾。その中で啄木は、「日本人に最も特有なる卑怯」つまり「従来及び現在の世界を観察するに当たって、道徳の性質及び発達を国家といふ組織から分離して考える」ことを嘆いている。それに続いて、「今日国家に服従している」者にも「従来³⁾の国家思想に不満足」である者にも根本的な熟慮を要求した。双方とも国家について「もっと突込まねばならぬ³⁾。」歴史的な観点で見ると、日本の近代国家にはその賛同者と反対者が同程度存在したことを、啄木はこの警告によって適切にも想起させる。賛同者と反対者はそのどちらも、当時の政治システムで認められた政治参加の可能性とその限界の枠内で、19世紀後半の社会的・政治的・経済的改革を通じて日本が明治維新期に経験した変革のプロセスに関与しようとした。と力を尽くした。

この論文では、国家によりあらかじめ決められた結社に関する法制度の枠内で行われた、そのグループの活動の可能性と限界を、それが市民社会的であると解釈できる場合に着目し素描することで、日本の市民社会のルーツが先行研究でいわれているよりもずっと以前にまで遡りうることを

を具体的に示すことを目的とする。したがってこの論文は以下のふたつの論点に関する意見表明であるといえる。

筆者は、第一に、日本の政治学において歴史的プロセスがより持続的に考慮されることに賛意を表明する。例えばドイツでは神戸地震として知られている1995年1月17日の阪神淡路大震災を契機として、あるいは1998年のNPO法⁴⁾成立によって、はじめて日本に市民社会が成立あるいは「誕生」したとするテーゼや、日本の市民社会が発育不全⁵⁾であるというあまりに法的枠組みに焦点が置かれた憶測などは、明らかに誤りであり非歴史的である。同様な問題は、1945年が日本の市民社会にとっての分水嶺であったという認識にも当てはまる。結果的にこのような非歴史的で表情のない政治学研究による誤った解釈に陥らないためにも、歴史的な発展がより徹底的に考慮される必要があることは明白である。そうすることで1945年以前の日本における市民社会的発展——精神的、構造的、あるいは法的な——の可能性と限界についての新たな評価——疑いなくそれは批判的でもある——が下されることになるだろう。

その前提条件として、憲法学者宮沢俊義(1899-1976)や、さらに大きな影響力のあった政治学者丸山眞男(1914-1996)の見解——1945年8月の日本のアジア・太平洋戦争降伏によって、その政治的、社会的な構造条件が完全に変革された「8月革命」「無血革命」として解釈する⁶⁾——に反して、むしろそれ以前との連続性を浮かび上がらせ強調することが一層必要である。このような連続性はいずれにせよ、上述の政治学的コンセプトや政財界の指導者、あるいは占領下において実施された教育改革などに典型的に見出されるであろう⁷⁾。

第二に、この論文は、過度に規範化されすぎている市民社会理論に基づく歴史分析に賛意を表明するものである。規範的秩序としての市民社会が持つ民主化への潜在能力を一方向的に強調することは、とりわけ1945年以前にお

ける日本の市民社会的活動の典型的な変種であったが、支配システムを支え、追認する目的を持った政治参加への要求や努力を覆い隠してしまいかねない。このことは、同時代における対立関係も含めるものである。それは権力者の個人行動に対して衝突や暴力行為を全く伴わないわけではなく、折に触れて厳しい批判の対象としたが、支配者の権力行使に関わる全体構想や支配の内実に関する構想に対しては、決してその核心部分に触れるものではなかった。このような文脈では、規範的な構成要素を剥ぎとった市民社会概念を用いることで——同様にそれは通常の分析基準の拡大でもある——、1945年以前の日本において、常に臣民でもあった国民の役割とその行動にどの程度の自由裁量の余地が存在したのかという問題に加え、国家と国民の支配＝被支配関係の内実に関しても、従来とは異なる主張が歴史的観点からなされるであろう。

市民社会と一般的に結びつけられた価値体系の中心には、民主化への期待、「極めて重要な、あらゆる社会領域に当てはまる基本的規範⁸⁾」という意味での市民性の度合が高まることへの期待、社会やその部分領域で参加と選択の権利が拡大することへの期待、そしてこれらの目標に完全に非暴力的に到達することへの要求といったものがある。市民社会のコンセプトが、(部分的な⁹⁾非暴力性への倫理的な要求と不可避的に結びつけられている限り、1945年以前の日本には市民社会が存在しなかった、さらにいえば存在しえなかった、なぜならそれは「官尊民卑の伝統」が歴史的にも現在においても深く根を下ろしているからだ、という多数派の見解、とりわけ日本の研究者によって代表される見解が疑いなく支持されることになる¹⁰⁾。この見解によると、「西洋近代」の中心的要素としての個人主義は、間違った方向に導かれたもので有害であると権威によって認識され、よってその克服のために国民は例外なく減私奉公を義務づけられたとされる¹¹⁾。回顧的な観点から、典型的な「絶対主義的天皇制¹²⁾」「絶対主義と近代主義とを包摂していた天皇制¹³⁾」「立憲独裁制¹⁴⁾」として特徴づけられた支配システムにおいて、1945年以前に市民社会的領域の要素を同定することは、学問的には困難——中にはおそらく政治的確信と意図によってしぶしぶそれを認めないということもあるだろう——であるようにみえる。それと同時にここでは——日本における市民社会の歴史的ルーツを分析する際、またその際だけとは限らないのだが——市民社会の中心的要素としての非国家性と非暴力性¹⁵⁾とが、市民社会的な制度化における実際の社会的現実に沿うものだったのか、あるいは現在においても沿うものなのかという問題設定に対しては、明確に疑問を呈する必要がある。

我々の目的によりかなうのは、「中間領域」として、いわば国家や市場、私的領域とは区別される社会領域とし

て、市民社会を領域論的に解釈することであろう。この分析基準により、それが自立と自己組織性、公共空間での行為、公共の福祉への志向性といった指標によって特徴づけられる¹⁶⁾、社会的相互作用に焦点を当てた行為論的アプローチと組み合わされることによって、1945年以前の日本の市民社会に対する方法論上のアプローチが可能となる。自立的な組織作りの可能性あるいはその不在、また公共的領域の位置を確認することで、研究対象とする時代の市民社会像がより一層明らかなものとなり、部分的な領域で市民社会が出現する際の形態の輪郭がよりはっきりと浮かび上がる。

政治学者のオーレル・クロワッサン (Aurel Croissant) は、中国と韓国に関する研究で、「社会的利益を媒介する公共のメディア、教養市民層やインテリが公共的議論や世論形成に参加する」といった市民社会の中心的要素¹⁷⁾が、こうした東アジア社会ではほとんど馴染みのなかったことを確認している。しかしこのことは、日本の過去と現在には厳密には該当しない。とはいえ、クロワッサンが日本の状況を分析する際、分析の対象とする社会がその歴史的、文化的、地理的決定要因とは関係なく、上述したアクターが「そのまま具体的な形で¹⁷⁾」姿を現す限りにおいて、市民社会の「実証的分析的コンセプト」が適応できるとしていることには従うべきであろう。これはいわゆる哲学者で政治学者でもあるジョヴァンニ・サルトーリ (Giovanni Sartori) による、研究対象とする国で異なって認識されている理論的コンセプトを用いる際に存在する一克服は可能とされる一問題、いわゆる「トラベリング問題 *traveling problem*」と呼ばれる方法論的言明に従うものである。サルトーリによると、適用される理論の核心部分が維持されるためには、コンセプトの内容が拡大解釈されすぎていないと確認できる限り、方法上の手段としての抽象化が分析上要請される¹⁸⁾。

1945年以前の日本における政治制度に反対する者は、およそ法的制度の枠内でのみしか行動できなかったわけであるが、彼らが共同体を形成する際の形態を見出すことは比較的容易である。しかし、数多く存在した体制擁護者らによる組織を同様に市民社会的結合の形態として視野に入れることには、おそらく違和感を持たれるであろう。東欧研究者のディートリヒ・ガイアー (Dietrich Geyer) は、18世紀ロシア皇帝による社会秩序政策に関する著名な研究の中で——そのタイトル「国家に主導された社会。18世紀ロシア官僚国家に対する社会史的観点」に本論文のタイトルも依拠している——、ヨーロッパにおいて「マグマの噴出にも似たフランス革命によって初めてというわけでも、唯一それのみによってというわけでもなく、すでに君主制的絶対主義下において新しい [ロシア] 社会の解放が準備」されていたことが「詳細な歴史研究により説得的な形で明ら

かとなった¹⁹』としている。ガイアーの研究結果との類似において、この論文では以下のテーゼが主張される。もちろん1868年から1945年までの、つまり明治維新からアジア太平洋戦争敗北に至るまでの日本の文化的、権力政治的な特異性を考慮に入れたうえではあるが、いわゆる「絶対主義的天皇制」の時代、天皇の名のもとに行動した日本政府によって作られた法的枠内においても、市民社会的な参加が十分に発達することができたし、また十分に発達したのである²⁰。

2. 権威主義と公共性

1945年以前の日本で市民社会的形態の痕跡を探すにあたり、まず分析の枠組となる基本的条件に関していくつか基本的な確認をする必要がある。

大日本帝国の支配システム—それは1868年の明治維新後の「王政復古」の時代以降であり、政治的、社会的なあり方を巡って相対する構想が相互に競い合う権力統合の時期と、1889年の外見的立憲主義的構造の成立以後を含む—は、ひとまず権威主義に分類できる。1889年の大日本帝国憲法施行と、1890年に布告された「秘密憲法」としての「教育ニ関スル勅語」は、この時代に決定的な刻印を押した。この時代は1945年のアジア・太平洋戦争により終止符が打たれた。それは同時に連合軍の占領によって開始された、全面的な民主化プロセスの発端となった。

理論的・概念的な曖昧さはさておき、権威主義的支配体制の理念型は、政治理論的には民主主義、全体主義と並ぶ「政治体制の第3のタイプ、それ独自のタイプ」として、以下の点をその本質とする²¹。

- (1) 「限定的な、無責任な多元主義」
- (2) 考え抜かれた主導的イデオロギーの不在。それとは対照的な心性が、イデオロギーの不在の位置を占める
- (3) 広範囲にわたる集中的な政治的動員が広く欠如している
- (4) 一人の「指導者」による、あるいは状況によっては形式的にほとんど定義できないが、実際にはその範囲が十分に予見しうる少数の集団による権力行使

ここでは、研究対象である「日本」と、その精神的基盤である国体²²に関する心性とイデオロギーの二項対立の文脈における定義上の曖昧さは明らかである。だが、その議論は日本近代史上における市民社会の存在を推定するこの論文の枠組みを超えることになろう。権威主義的支配体制は、全体主義における「革命的で独占的な運動に奉仕するすべての政治勢力」の一見民主主義的な動員との区別において、「国家の他の勢力をすべて沈黙させるにあたり、一多

かれ少なかれ—身分的、軍事的、経済的、あるいは家系に相応しい権力の地位が成功裏に貫徹される」特徴を示す²³。近年、少なくとも日本国外の学界では、1930年から40年代初頭にかけての日本の軍国主義と領土拡張主義の最盛期においてすら、「軍部あるいはファシズムに支配された」独裁国家という見方からは大きく距離がとられている。この時代においても「確かに権威主義的ではあるが、多元性に深く刻印された支配システムであり、海軍、官僚、議会、財界、そして宮中が無視できない影響力を保持していた²⁴」という見解が示されている。1930、40年代の日本の歴史的発展を深く理解し、国境を越えた議論に加わることができるように努めることは、日本の支配システムが「ファシズム」という上位概念で理解されるのかという議論にも繋がる²⁵。この概念がマルクス・レーニン主義的な政治闘争概念²⁶を出自とすること、そしてファシズム的支配²⁷の要素のどこに重点を置くかで種々に異なる理論的アプローチの多様性に鑑みれば、この概念を日本的な国家と社会との関係を分析する指標として用いることは、条件付きでしか可能ではないだろう。

2.1. 歴史的公共性？

国家、市場、私的領域と並ぶ独立した領域としての公共性の発展、もしくはその存在、あるいは複数の多様な公共性の存在は、市民社会の成立と存続のプロセスにおいて非常に重要な役割を果たすものである。この文脈において、哲学者で社会学者のユルゲン・ハーバーマスは、「アクターとその公衆」間の政治的色彩を帯びたコミュニケーションの枠内におけるマスメディアの意義を強調し、以下のような公共性の中心的次元を同定した²⁸。

- (1) 政治的内容とその履行に関する決定が完全に下され、それが実現される領域としての「政治システムの核心における>>制度化された言説<<の次元」
- (2) 世論を形成する場としての「>>メディアに支えられたマス・コミュニケーション<<の次元」
- (3) 「潜在的な考え方」が形成される場としての「主導された、あるいはインフォーマルな公共性における市民社会的な日常コミュニケーションの(…)次元」

世論とはこの文脈では「曖昧模糊とした大衆の、多かれ少なかれ十分に定義された公的問題や見解に対する無数のテーマごとの意見表明の総合²⁹」として理解できる。

歴史的次元では、1945年以前の日本における公共性の存在には大部分で大きな疑問符がつけられているか、否定されている³⁰。家族が、「形式と目的において隠喩的、象徴的に家族の似姿として³¹」構造化されている国家の社会的中心をなす儒教的な社会に、私と公との二重性という主としてヨーロッパとアメリカで成立した理論的仮説を適応する試みは困難であるとされる³²。方法論的にはとりわけ

「西側」との比較において、文化的に切り離されているものに関連づけることは論争を呼ぶだろう。このような形で日本社会の発展史を異国化することは、異質性を過度に強調するあまり、サルトーリの意味での抽象化の手段を用いた部分的な繋がりや類似現象の同定作業に困難をもたらすであろう。

歴史的公共性の存在に対するこうした留保は、問題の核心へと我々を導く。というのも、その多様性がゆえに進歩に対する障害としてのみ誤って理解された倫理としての儒教的伝統を超え、かつ家族的従順に特別な意味を付与することで基礎づけられた日本国家の精神構造にもかかわらず、研究者たちは公共性—それは同時に日本的な公共性であるが—を同定することができたのである。

その一例を挙げよう。アメリカ人歴史家メアリー・エリザベス・ベリーはその論文「権威主義的な日本における公共生活 (*Public Life in Authoritarian Japan*)」の中で、権威主義的な日本の支配システムにおいても、公共性を「民主主義という目的」から解き放てば、十分に安定した公共圏が存在していたことを指摘した³³。そこではとりわけ江戸時代の豊かな伝統が示されている。それによるとこの時期、農民や町人の間では日常的に政治的な扇動が行われ、萌芽的な段階にあった教育施設では異端的な世界観と社会的な不調和も見られた。また演劇や文化サークルは標準文化に対し批判的に対峙していた。そして近代の到来により、出版文化が花開き、政党や労働組合が設立され、宗教における多様性と学校教育、自発性に基づいたほとんどありとあらゆる種類の組織形態が生み出された³⁴。ベリーのアプローチは権威的支配システム下の日本における公共性を、民主主義原理の核心的要素である人民主権が存在している領域ではなく、政治的指導層が徹底的に調べ上げられ批判されえた領域として理解することを可能にする限りにおいて注目に値する。1945年以前の公共性では、ベリーによれば極左の例外を除いて人民による支配の形式も無制限の人民の権利も目指されてはいなかった。公共性の価値は、決して民主主義的動機の不十分さ、不完全で發育不全の変種やそれとは無関係の表出形態にあったのではなく、民主主義的価値の実現を要求することとはまさに正反対のところにあった。この意識において、確かに人民の多数は同時代の価値システムをみずから代表していたのである。「指導者たちは鍛えられていたのかもしれない。適性への厳しい要求、地位を得、その地位を維持するための休みなき競争、公益事業のイデオロギーと天皇に対する忠誠心、そして批判による監視。しかし民衆は予測できない不確定要素であった。民衆は利害関係に分割され、(…)動きにおいて歯切れが悪かった。民衆は指導者よりもさらに疑わしく思われていたので、政策は当局者の責任と専門知識、決定における明晰さと超越性という価値に基づいていた。

その当然の帰結として、指導者が世論から絶対的に独立していることが容認されなくてはならなかった。究極的な国益共同体が想像されなくてはならなかったのである³⁵。」

19世紀の日本史、とりわけ明治維新を重点的な研究テーマの一つとしている歴史家の三谷博によれば³⁶、「日本の公共性は19世紀の第三四半世紀に初めて成立」し、それは「1853年突然上からの主導による」ものであった³⁷。ここで三谷は、1853年にペリー総督が持ち込んだアメリカとの外交関係開始と、捕鯨船のために日本の港を開港することを目的とした条約にいかに対処するかに関する江戸幕府の自信のなさを指摘する。これが原因で引き起こされた封建家臣との議論のプロセスは、およそ260の大名に対する従来の幕府権力の強さを考えると前例を見ないものであった。このことは、その後しばらく武士の指導層が政治的な問題に対し、身分の低い武士と貴族の同盟による天皇親政を（再び）導入し維新を目指す勢力に取って代わられるまで、彼らが一時的に影響力を持つことを可能にした。これは疑いなくハーバマスが言うところの第一の次元におけるコミュニケーションであるが、それはまだほとんど制度化されていなかった。というのもそれ以前の日本では、幕府と政治的周縁である諸大名との間には、むしろ儀礼化された交際が執り行われていたためである。とはいうものの既に江戸時代にも、どのような形であれベリーの意味での公共性の存在形態を同定することができるかどうかを検討する意味はあろう。政治的関連で言えば、例えば幕府自身による、あるいは少数派とはいえその数が次第に増加していた大名による目安箱や訴状箱、諫箱の設置、あるいはそれ自体一つの閉じた単位としての村落自治の次元を、政治的コミュニケーション手段として評価できるのではないだろうか。少なくともそうした請願は、政治的権威に対する緊張を緩和し、社会的反乱を避ける目的のためだけに武士と低い身分とが共に政治に参加するという幻想を媒介しただけでなく、実際に将来の大名の後継者選びに至るまでの政治的な決定に直接影響を及ぼしたのである³⁸。1853年の政治システム内部での議論も、また中国や日本の行政で長い伝統を持つ準行政的な施策としての江戸時代の目安箱という手段も、民主主義の脆い萌芽として評価することはできない。それらは明らかに官僚的支配を行う単なる道具にすぎなかった。

すでに「はじめに」で述べたように、理念型的に市民社会を非暴力性と結びつけることは、1945年以前の日本における市民社会的活動の可能性を実際に分析する目的にかなうものではないように思われる。ここで主張する歴史的観点による日本の市民社会の構造は、潜在的な敵に対して向けられた暴力も、そのための手段も、ともに完全に排除するものではない。本論文が研究対象とする期間の初期において、このことは孔子（紀元前551-479）の後継者であ

る孟子（紀元前372-289）の本来は非常に平和的なアプローチを事実上軽視することになることを考慮に入れながらも、孟子の要請した無能で不当な支配者を排除する「革命の権利」と³⁹、この伝統に立つ王陽明によって発展させられた陽明学の教え——それは社会的プロセスの分析に実際上応用する際の「認識と行為の統一」への義務であり、社会的プロセスに影響を与えようとする試みである——を引き合いに出すものである。例えば政治的な闘争の場というよりは、むしろ教養のための組織とでもいうべき性質であった明治時代の社会主義研究グループでは、カール・マルクスには距離をおきながら、東アジア土着ユートピアとしての平等主義的な社会秩序の創唱者として孟子が議論された⁴⁰。数は多かったものの、常に地域的に限定されていた江戸時代の反乱⁴¹の背後にあった指導的な政治哲学としての陽明学は、明治時代初期から1889年以降の外見的立憲主義の確立と整理までの間の政治、社会、経済的な動機に基づく反乱において——それらの反乱は陽明学的な論理に従いつつも成功する見込みはなく、反乱者に対する厳しい懲罰にもかかわらず自発的に組織されたのだが——、不公正と認識された国策の取り消しと、正義として認識された社会改革の履行を江戸時代の反乱の伝統を継承することでその「世直し」という中心的思想の実現が要請された限りにおいて、明治時代に至ってもなお影響を及ぼしたのである⁴²。

他の（東アジア）諸国に対する優越感の源となった法的、政治的な問いとは別のところで、それが主として日本古代⁴³の「文化ルネッサンス」という意味での「アイデンティティ、自分自身、そして社会に関するあまたの文化的、文学的理論⁴⁴」から養分を吸収した限りにおいて、歴史的な市民社会と後の民族主義という前提を市民社会が部分的に受け入れた枠内で生じた暴力的な現象とを完全に区別することもまた、受け入れることは難しい。典型的には、女性運動の指導者たちが1930年代から1945年まで日本の戦争目的を受け入れたように⁴⁵、この民族的ナショナリズムは日本の市民社会の一部における行動原則となり、それがゆえに自らを制限し目的を引き下げ、アジアの国々やアメリカに対する軍事的、暴力的な関与を容認することに繋がっていったのである。

2.2. マスメディアとしての日刊紙の発達

政治的、社会的、経済的改革を伴いながらその後の日本の歩むべき道を示した明治維新からアジア・太平洋戦争に至るまでの期間は、現在とは違い知識人による国家の行動を支持する意見と批判する意見との「混在」が政治的言説を特徴づけていた⁴⁶。こうした政治的議論の舞台となったのが、様々に異なる課題を担いながら多種多様な段階を経て成立した活発な出版界であった。明治時代の知識人を代

表する存在であった福沢諭吉は、意見形成過程における日刊紙の重要性をいち早く認識していた。このことはとりわけ、1882年3月に発刊された福沢自身の編集による時事新報によく見てとることができる⁴⁷。とはいえ、権威主義的支配システム内での日本の報道・出版界の役割とその影響力に関しては、二つの相反する見解がある。一方では、日本の新聞が社会の解放を目指す上で果たした歴史的機能と、あらゆる政治領域に拡大したその影響力とが⁴⁸ときとして全く熱狂的な形で称賛される。他方では、国家による世論操作の枠内における新聞の制度化と、新聞が存続する上での要であった抑圧的国家による厳しい検閲政策とを分析の中心にする研究者が存在する⁴⁹。短命、長命に関わらず1945年までに創刊された数多くの新聞・雑誌は、国家による監督機関を通じて行われた厳しい監視にもかかわらず⁵⁰、社会的、政治的、文化的集団の多様な関心を代弁するために世論に参加しようとする側にとっては、人気のある効果的な手段であったことは明らかである⁵¹。

最初の新聞は1870年代に、最初の企業が設立された際と似たような形で、つまり国家からの支援を受けて創刊された。日常の出来事を報道するのではなく、近代化プロセスへの要請として、情報を通じた人民の教育水準を上昇させる側面が新聞への投資を促した。同時代人の目にも「人民の文明化における進歩の度合い」は、その人民の新聞を見れば最も確実に読み取ることができると映った。「各国の新聞は、文化や慣習といった我々が文明と名付ける所へと至る道筋で、どの程度その国の人民が進歩しているのかを見るための最良でもっとも確かな指標⁵²」を提供した。

驚くべきことに、特に天皇親政が実現された直後の10年間を見ると、社会的な軋轢や暴動の原因は国家による改革の中身ではなく、当事者と公との間の議論に瑕疵があることに、またその関連性をうまく理解できない被支配者に求められた。こうした理由により日本全土で新聞会話が設立された。そこでは新聞記事が朗読され、その中身が議論された。また新聞縦覧所、新聞閲覧所では新聞を無料で読むことができ、読むことのできない者には朗読がなされた。しばらく後になると、情報価値の高い国内外の新聞と書籍を、時間当たりの使用料を支払い閲覧することのできる有料閲覧所が開設された。新聞一般と、それほど長命ではなかったにせよこの閲覧所は、伝統的な貸本屋にとってその存在が脅かされる競争相手となった。貸本屋では数百年にわたり主として江戸時代の人情本を扱っており、後年その存続の危機に瀕すると新しい文学作品や英書を提供し競争力を高めようとしたが、たいていの場合それは失敗に終わった⁵³。明治時代の初期、すでに1872年には、山梨県では例えば県下の農村に住む神官、仏僧、あるいは教育のある地主、住民などに対し、月に6回新聞から重要な記事を朗読することを命じた。そのために新聞はあらゆる施設

へ国家から無料で提供された。送料の割引や大規模な定期購読とも合わさって、日本の最初の新聞にとって公的機関は重要な資金提供者となった⁵⁴。

19世紀終わりから20世紀初めにかけて、識字率は新聞の重要性が増す際に実際的な影響を及ぼしたにもかかわらず、日本語の文字システムの複雑な構造により、明治期の全国民の読み書き能力について確かなことを言うのは難しい。1873年以降、政府の教育担当機関により集計された就学者数に関する基本的データを基に推計すると、近代的学制導入により1870年代にはおよそ40パーセント、日露戦争期にはほぼ100パーセントに、漢字、ひらがな、カタカナの読み書き能力が十分に備わっていたとされる。この統計データがそもそも学術研究の用に耐えるものであるかどうかについては、根本的な疑問が呈されている。リチャード・リュウベンガーは統計データの数値は絶対的なものではないとはいえ、徴兵制導入により実施された入営に際しての教養試験の結果を見ると、上述の推定値は楽観的に見ると主張する。彼は異なった文字システムの存在を勘案すれば、自分の名前を書くことができることを読み書き能力の指標とすることは、就学者数に関する統計データと同じくらいに不十分だとする。というのも、教育を身につけることなく学校にただ通うだけということもあり得るからである。さらに大都市と農村部との大きな構造的相違を考慮すれば、1920年頃に至るまで読み書き能力は社会全体として解決すべき問題として存在していたことを指摘する。その原因としては、より貧しい地域では資金不足により女子に基本的な学校教育を受けさせることさえ躊躇されたことに示されるように、男女の役割分担がその一つだったように思われる。他にも教育を身につけるに当たったの文化的伝統、あるいは周縁地域において道路や橋が整備されず教育施設へのアクセスが困難であったなどのインフラの未発達や、適切な教材を入手することが困難だったことなどを挙げることができる⁵⁵。

日本の日刊紙の発展プロセスは、1874年まで継続された国家からの支援と、新聞が「文明化と支配者層の従者」としての機能を果たした期間が終わると、1874年から1884までの間は何とか完全な独立を守り抜き、日清戦争の終結までには様々な政党政治的な立場の代弁者に成長するという過程を経た。とりわけ日清戦争後の第二産業革命と、それに伴う少なくとも都市部には該当する生活水準の上昇は、広告収入や定期購読者数の増加による経済的な安定と新聞間での激しい競争をもたらした。広く普及した新聞は、当時の政治的議論において——常に民主主義的な原理と平和を志向するという意味では決してなく——、政治的意見のリーダーシップ⁵⁶に占める割合を増大させ、1940年代前半に至り原紙価格が上昇し、また印刷所が破壊されるなどの戦争の影響で普及が制限されるまでその立場を守

ることができた⁵⁷。

3. 「制度における精神」：国体⁵⁸

1868年の明治維新後に成立した国家体制の外部構造を一見すると、それはヨーロッパですでに知られているものだという印象を受ける。1868年、江戸幕府の代替物として古代奈良時代の支配構造に範を求めた新しい政治支配構造が作られたが、1885年にヨーロッパモデルに基づいた内閣システムによって完全に置き換えられた。1869年の廃藩置県により、1871年には72の県と3の市が設置された。江戸時代の士農工商の4身分は見かけ上平等な平民身分となり、1872年の義務教育制と徴兵義務の導入、1873年の包括的な地租改正により、日本型外見的立憲主義へと至る支配システム革新への途が開かれた。具体的にどのような内容の憲法にすべきかを巡っては、1880年代に至るまで激しい、時には暴力を伴った議論がなされた。明治初期においては制定されるべき憲法の内容がどうあるべきかに関して、個人の名声や教育水準とは関係なく広く市民社会的な基盤の上で、日本の特性に最適なモデルを欧米列強のうちに探し求めることも含め、徹底的な議論が比較的自由に行われた。

機能的で専門知識に基づいた官僚機構を創設することは、内政改革と工業化のプロセスを成功させるために決定的な前提であることが明らかとなった。官僚機構の中心的指標は、偏った利害関心に基づく政治的影響力の行使に対する超然主義による独立した機関であるという自己認識、「公平中立」な行動という外部に向かって宣伝された使命であった⁵⁹。

明治維新の指導者たちは1868年春に「五箇条の誓文⁶⁰」を示すことで、わずか15歳であった明治天皇を代弁し、開始されたばかりであった明治維新直後の政治システム構築プロセスで主導権を握ることを主張した。日本の「近代化」の旗印の下⁶¹、あらゆる国家の事柄に関して誓文で謳われているように集会で公に議論されることが約束されたことは、これから樹立される国家体制の構造にある程度の自由さと将来の国家形態に関心を持つ者の考えが入り込む余地を示唆するものであった。それにもかかわらず「国体⁶²」概念——それは直接的な、いにしへの時代において日本列島を創造した伊邪那美、伊弉諾⁶³の子である天照大神との直接の血縁関係にある古代より不断に続く万世一系の天皇家⁶⁴による直接支配を前提とする——に、外見上でしかない天皇直接支配の国家哲学による基礎づけが結晶化した。ただし、そうした議論の大部分は公式見解からは排除されなくてはならなかった。こうした事情は、日本の政治システムを根本的に正当化する基盤として、日本国家の一般的な優越性や朱子学的民族概念のような要素を付け加

えられながら、江戸時代後期の草創期から明治時代の概念的、制度的な発展を経て1945年8月に至るまで、「特別な日本的な思考伝統」を形成した。

「歴史的眞実への確信と古代から伝承された史実⁶⁵」の理論的原則、つまり日本最古の伝承である8世紀に成立した古事記、日本書紀の叙述に従い、このいにしえより続く日本の天皇家が、1868年以降成立した支配システムの基軸となった。同時にこのコンセプトは、二つのそれまで互いに独立していた思考様式、つまり日本土着の宗教としての神道と、政治哲学として解釈可能であった儒教との統合であり、それは「神儒一致」の掛け声の下での宗教的、哲学的コンセプトの結合であったと理解できる。これに先行したのは、太陽神が「太陽と等しい」宇宙論的な大日如来と同等とされ、江戸時代に支配の安定化に寄与した神道と仏教との習合を切断することであった。19世紀後半の日本の政治的、社会的事実にこの神道と儒教との統合を重ね合わせると、日本の国家を「家族国家」として理解することに繋がる。そのような理解によると、日本国の頂点には紀元前7世紀の神武天皇の天孫であり、不変の法則にしたがい日本列島の支配を委ねられた天皇が君臨する。「家族主義」思想に相応すべく、日本国家は家長である天皇と、天皇に服従する国民全体からなる家族の成員から構成され、家族の成員は天皇家に対し絶対服従の義務を負うものであるとされる。この「創造された伝統」を手段として利用することは、ほとんど楽園かのように美化された社会的安定の時代である江戸時代の記憶と、社会的な騒擾と地位の喪失に脅かされた明治時代との間に、想像上の連続性を構想することであり、それは近代化の過程に安定化作用を及ぼしたことは明らかである。

丸山眞男は「国体」を非宗教的宗教として解釈し、それは「魔術的な力」を持ち、その後の発展の過程で社会的抑圧と臣民の無限責任の原因となったとする⁶⁶。「国体」の構築過程における、最もではないとしても重要な著作である1825年に出版された会沢正志斎『新論』の翻訳の解説では、「国体」について次のように述べられている。天皇は「天の業」の実現、つまり天の規範にふさわしい道徳的態度を世界中に広める使命において二重の機能を有し、「一方で天皇は人であり、神々を祀ることで他の人々の見本となる。この見本としての機能を通じて、天皇は他方で人々にとって崇拜されるべき神である。人々の動因として、天皇は神々への崇拜を通じて人々に天の“恵み”を保証する。神々の動因として、天皇は天の恵みを地上に広める。この恵みは、道徳の振る舞いが天の規範と一致することで与えられる精神的物質的健全さの実現である⁶⁷。」

天皇支配は、他の（いわば）宗教的代替物の不在に際し、近代化する日本国家の精神的な「基軸」となる⁶⁸。明治時代における、国家と社会とを同時に超越する倫理的質

が存在しない状況下での精神的権威と政治的権力との融合は、今まさに成立しつつあった政治制度に、不可避的にその核心部分で決定的な影響を及ぼした⁶⁹。このシステムの核心部分の分析に際しては、特に1890年の「教育勅語」において、天皇崇拜、戦争や危機に際しての自己犠牲精神、愛国心、天皇家に対する赤子のような恭順さを要求する儒教的徳といった原理として典型的に表現されているように⁷⁰、日本の伝統的価値観が継続していた精神的・倫理的次元と、「ヨーロッパ化⁷¹」にさらされていた制度の次元とを区別することは支持できない。重要なのは「いかにして精神が制度において、つまり制度を作り出した精神が、その制度の具体的な作用とともに相互に働いたか」を理解することである。この文脈において、丸山眞男が再び「日本国家の認識論的構造」に言及している。丸山は、世界観や精神的心理的領域における国民的、個人的な特異性と、「物質的」、つまり普遍的な政治的、経済的制度の機能とを区別することは間違いだとする。彼は政治的倫理の要素を含有する日本のような立憲制度を、「制度における」精神にまで至る全体構造の中においても研究されなければならないと主張している⁷²。

4. 歴史的市民社会の法的枠組み

選挙を通じた直接的政治参加は、1945年まで男性にのみ、それも制限された形でのみ可能であった。選挙法改正が幾度か実施された。1890年の第一回衆議院選挙では、25歳以上で15円以上の直接国税を納めている日本国民のみが選挙権を得た。この条件を満たしたのは、約4000万人の日本国民全体のうちわずかに1.2パーセントのみであった。1900年と1919年の選挙法改正では、10円、3円と段階的に納税額が引き下げられた。こうした変更によっても政治参加の可能性に根本的な改善はもたらされなかった。というのも、例えば1900年の選挙法改正後初めて行われた1902年の第7回衆議院選挙では、依然として全人口の2.2パーセントほどしか選挙権を有していなかった。1925年の25歳以上の男性普通選挙法⁷³により初めて、少なくとも人口の20パーセントが政治的意思決定プロセスにより強固に組み込まれた⁷⁴。その際ほとんど知られていないことであるが、台湾では1896年以降の、朝鮮では1910年以降の日本の植民地支配により、日本に住む台湾人や朝鮮人も日本人と同じ条件の下で選挙権を得たことである⁷⁵。女性は日本がアジア・太平洋戦争に敗戦するまで選挙権から排除された。少なくとも地方レベルでの利害関係が代弁されるように、制限された選挙権を女性に与えようとする試みは衆議院で賛成多数で可決されたが、貴族院の抵抗にあい1931年には最終的に頓挫した⁷⁶。

市民社会の成立と発展にとって結社の存在が持つ重大な

意義とその限界については、今さら述べる必要はないだろう。直接的政治参加の可能性が大幅に制限されていたにもかかわらず、出版界同様日本の結社は1940年代初めに国家によって統制、画一化されるまで活発で多様であった。その法的枠組みは以下の一連の規制や法律によって定められた。

- ・新聞条例 1875年
- ・集会条例 1880年
- ・大日本帝国憲法 1889年
- ・集会及政社法 1890年
- ・出版法 1893年
- ・民法 1898年
- ・治安警察法 1900年
- ・新聞紙法 1909年
- ・治安維持法 1925年
- ・宗教団体法 1940年
- ・国防保安法 1941年
- ・新聞等掲載制限令 1941年
- ・言論、出版、集会、結社等臨時取締法 1941年

明治憲法に定められた臣民による結社の可能性に関する一般的规定を別にすれば、他の全ての法規制では国家サイドによる結社の厳格な統制、届け出義務制度、許認可手続き、または出版許可に関する手続き、あるいは供託金の提出などが特徴的である。

こうした取り決めの根拠となっているのが、明治憲法29条の「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由」を有するという条文である⁷⁷。このことに関して伊藤博文は、権威とされた伊藤自身の憲法注釈書の中で、言論、著作物、出版、公の場での集会、そして結社を通じて、政治的、社会的領域にまで影響が及ぶことを認識していた。伊藤は「立憲ノ国ハ其ノ変シテ罪惡ヲ成シ又ハ治安ヲ妨害スル者ヲ除ク外総テ其ノ自由ヲ予ヘテ以テ思想ノ交通ヲ發達セシメ且以テ人文進化ノ為ニ有益ナル資料ヲラシメサルハナシ但シ他ノ一方に於テハ此レ等ノ所為ハ容易ニ濫用スヘキ鋭利ナル器械タルカ故ニ此レニ由テ他人ノ榮譽權利ヲ傷害シ治安ヲ妨ケ罪惡ヲ教唆スルニ至テハ法律ニ依リ之ヲ処罰シ又ハ法律ヲ以テ委任スル所ノ警察処分ニ依リ之ヲ防制セサルコトヲ得サルハ是レ亦公共ノ秩序ヲ保持スルノ必要ニ出ル者ナリ⁷⁸」と述べている。

結社設立の際に設立目的とは関係なく中心的意味を持ったのは、いずれにせよ日本国民の全ての権利が留保の対象であったということである。このことは根本的な形で、自然の、つまり天賦の人権という概念から区別される形で、明治憲法で厳格に追及された原理、つまり国家によって有益である限りにおける、国家によって選ばれ国家に依存し

て成立した、より大幅に制限されうる人権原理（国賦人権）⁷⁹に従うものである。

明治憲法ではむしろ一般的な意味で用いられた「結社」概念は、その後さらなる法律によって具体化される必要があった。長期にわたる編纂過程での論争を経てようやく1898年に施行された民法では、例えば公益法人の設立は民法第34条で「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為ス」ことができると説明的に規定された⁸⁰。この経済的利益を考慮しない財団には、特別な法的取り決めはなかったもののメセナの、もちろん必ずしも政治的な意図が全くなかったとは言えない皇室による行為⁸¹としての、いわゆる恩賜財団があった。皇室はさらに人道的、市民社会的な活動を金銭的に支援した。その一例としては、明治天皇の皇后である昭憲皇太后が、日本赤十字社設立とその統合・整理の際に果たした役割があげられる⁸²。

政治に関する結社または政党は、本研究が対象とする時期に決定的な影響を与えている両治安法に基づいて設立された。1900年の治安警察法に基づき、結社は最寄りの警察署に届け出を行ない、内務省によって認可される必要があった。この種の結社への加入が禁止されたのは、1) 現役、および予備役軍人、2) 警察関係者、3) 神官、僧侶、その他宗教の聖職者、4) 公立および私立学校の教員、生徒、学生、5) 女性（1922年の法改正まで）、6) 未成年者、7) 国民としての権利を一時的に、あるいは継続的に喪失している者、であった。極めて曖昧に規定された同盟罷業の禁止により、治安警察法に特別な政治的、学問的関心が向けられた。というのも、労働組合には確かに一般的な団結権が認められていたものの、同時に労働運動を犯罪化することが少なくとも法的には可能であったからだ。社会主義的、あるいはアナキスト的運動のような幾つかの政治的傾向を持つ者は、組織作り際に際して恒常的な統制と度重なる禁止にさらされていると認識していた⁸³。集会と結社に関する先行する法律——ここでは1880年の「集会条例⁸⁴」と1890年の「集会及政社法⁸⁵」——が適用された場合、例えば1881年に管轄の福岡県知事が、江戸時代から明治時代を経て現代に至るまで社会的差別の対象であった部落民の代表である復権同盟に対して、この政治組織の原型ともいえる復権同盟には「集会条例」が適用されず、よって認可を必要としないと伝えているように、のちに組織が禁止された場合と比べても、当時はまだ権力政治的な徹底性がそれほど広範には姿を現していなかったように思われる⁸⁶。

組織を監視する体制もまずは強化されなければならなかったことは明らかである。1917年のロシアでの10月革命の成功と、秘密裏に結成されていた日本共産党の存在が1923年の夏に明るみに出て以降、支配システムの敵と宣

言された共産主義イデオロギーに徹底的に敵対し、国体思想と天皇制下の支配システムに変更を加えようとするいかなる試みに対しても厳しい刑罰をもって臨む治安維持法の規定が以前とは比較にならない厳しきで実行に移された。市民社会的組織や公立および私立の教育機関の教員への対処に際しては、国家行為における反共産主義的な要素が支配的となり、またそれが熱心に実行に移された⁸⁷。

共産主義イデオロギー同様に、19世紀後半以降日本で発生した宗教的な共同体、いわゆる「新宗教」でも、国体受容の核心部分を疑問視するような教義を持つ宗教共同体は脅威と見なされた。「新宗教」という術語を「年代的カテゴリー」として使用するにあたり、これら宗教運動が主として神道的、仏教的、あるいは諸宗混合的な志向を有しているかどうかは何の関係もない⁸⁸。脅威と見なされた著名な例は、大本教とその指導者出口王仁三郎（1871-1948）である。彼とその信徒は1921年と1935年の二度にわたり、王室に対する名誉棄損の疑いで国家による弾圧の対象とされた。弾圧の背景となったのは、皇祖としての太陽神天照大神崇拝からはっきりと距離をとったスサノオ崇拝の強調であった。このことは、支配イデオロギーとしての国体の文脈では神道周縁の学問的に取るに足りない事柄では決してなく、またそれが同時に政治的に、法による直接の裁きの対象となるという意味をも持ったのである⁸⁹。1899年、1927年、1929年と同様な法律の制定に失敗した後、1940年に宗教共同体を直接の対象とした「宗教団体法⁹⁰」が施行されるまでは、宗教的共同体はその組織形態においては民法を基に取り扱われ、既存の治安法、刑法による規定が適用された。しかし、既存法は「左」からの脅威に対する対応に偏ったものであったため、当時の支配的な信仰方針から逸脱してはいるものの、左派過激派とは全く関係のない宗教共同体を法的に取り締まる場合に困難を伴うことが明らかとなっていた⁹¹。

新聞発行に関する様々な法的規定との関連では、国家による検閲が日本のジャーナリズムの質に及ぼした影響について、確かな答えを得ることは難しいかもしれない。検閲を通過しながら、かつ同時代の問題を政府への批判も込めて報道するために、日本のジャーナリズムがどのような報道技術を発展させたのかについても不明のままである⁹²。出版に対する政府の規制⁹³は、最初の段階からすでに厳しいものであった。新聞発行の許可を得るためには、出版者の名前の他に報道される内容についても詳細な説明が求められた。その他にも時事に関する事柄を扱う新聞は、将来出版規則を破った場合に課せられるであろう罰金を見越して、相当額の保証金を預ける必要があった。検閲による制裁措置は、罰金、短期あるいは長期の出版差し止め、そして廃業までを含むものであった。1883年から1887年の間だけで、174の新聞が長短期に出版を差し止められ、4の

新聞が完全に禁止された。198人のジャーナリストが、出版法を犯したために拘留刑を言い渡された⁹⁴。しかし、同時代のアメリカ人教授でジャーナリズム研究者の「罰金と拘留刑は日本では相当な規則性をもって課されるため、新聞社ではほぼ例外なく、拘留刑を身代わりとして受けるためだけに「監獄出版者 *Jail editors*」を雇っている」という発言は、空想として退けることができるだろう⁹⁵。すでに結社に関する法律の中で、支配システムに対する反共産主義的素因という意味において、内容的に社会主義的、アナキスト的、あるいは共産主義的な立場を代弁するように思われた、あるいは実際に代弁していた出版物に対しては、特別に厳しい統制が向けられた。社会主義運動の出版物リストは、とりわけそれらに向けられた禁止を記録するものである⁹⁶。出版社も新聞と同様に取り扱われた⁹⁷。厳しい検閲にもかかわらず、1930年代にはまだ日常的な警察による暴力と尋問での拷問について報道することができたが⁹⁸、戦争によって明らかに新聞にも特別に慎重な態度と戦争目的への従属が要求され、それは広範囲に行動の自由を規制することで押し通された。結社の統制は、国家の側からは各省と検察に設置された検閲担当部局の他に、二つの互いに独立した、時には競合する警察機関によって行われた。それは憲兵隊と、1911年の大逆事件の後設立された特別高等警察であり、結局は特別高等警察が主導権を握ることとなった⁹⁹。

市民社会的行動と戦時下にマス・メディアが世論に与えた影響の可能性と限界に関する問いは、この戦争の時代における共同体の動員能力とその有効性に対する問いと密接に結びついている。動員は「それを通じて統一体が、以前は管理していなかったリソースを管理することで、相当なものを追加的に獲得する」過程として理解することができる。その際このリソースの増加は、「統一体が統一体として行動する能力を増大」させる。この常に「下方に向けられている」動員方法を構成する要素として、1) 強制的動員（軍隊）、2) 功利主義的動員（行政や経済）、そして3) 国民国家に対する忠誠を強化するための規範的動員とを区別する必要がある¹⁰⁰。自己全権化 *Selbstermächtigung*』という概念についても—このプロセスが統制機関を通じて上からのみ動機づけられているのではなく、人民自身によって影響を受けているか、あるいは部分的にコントロールされている限りにおいて—同類のことがあてはまるだろう¹⁰¹。市民社会に関する議論の文脈において戦争を考慮することは、市民性、暴力、ネーション、そして主戦論との歴史的関係が、「集合的な参加への期待と利害関心の自己組織化は、一方ではネーションへの参加を目的とし、他方では好戦的で暴力を辞さない態度とがアンビバレントで緊張をはらみながら併存している状態」として、ヨーロッパやアメリカの例として例示的に記述された限りにおいては、正当

な根拠がある。戦争パラダイムの普遍化は、それが内部及び外部に向けられ適応されることで、国家と私的領域間の中間領域の—少なくとも時間的に限定された—狭窄に繋がるとはいえ、「戦争と戦争経験を、最初から市民社会の分析より」解釈し導き出すことはできないし、「市民社会の発展の可能性に対して単にそれを阻害する歴史」として理解することもできない¹⁰²。アジア・太平洋戦争時における日本の共同体の要請に結社と出版とを順応させるべく定められた法的規定のみをもってしては¹⁰³、市民社会が消え去ったのか、あるいはその存在を保つことができたのかという問いに答えることはできない。依然として体制にとって特徴的なことは—とりわけ戦時下においては—、一方ではその反共産主義的含意であり、他方ではとりわけリヒャルト・ゾルゲ周辺のソビエト・スパイ団発覚を通じて醸成されたスパイに対する不安の増大である。とりわけマスメディアである日刊紙は、戦争の遂行にとって重要な情報を意図せずに広める結果とならないように特別な監視下に置かれた。「安寧秩序」が、少なくとも法律の文面上は思想の自由や集会の自由よりも上位の価値となり、そのために思想の自由や集会の自由はさらに厳しく監督される必要があった。戦争を基準とした考え方ではあらゆる社会的勢力の統制と画一化が念頭に置かれたが、個々の社会勢力の実際の成功や挫折は、法律の条文に込められたその意図の説明によるのではなく、最終的にはただ個別の研究においてのみ評価される。特に法案のキーワードである国家機密の伝達を厳しく罰した「国防保安法」を、独立的と見なされたジャーナリストを委縮させる目的で1942年から1945年にかけて仕組まれた横浜事件の根拠として適用したことは、国家側にはいずれにせよ「国家と私的領域の間の中間領域」を大幅に狭める用意が十分にあったことを示している¹⁰⁴。

5. 事例研究 アジア主義と日露戦争 (1904/05)¹⁰⁵

1904/05年の日露戦争前後、天皇制国家に対する石川啄木の意味における賛同者と反対者は、公共空間におけるオピニオンリーダーの地位を巡って直接的な競合関係に入った。日本外交の支配的な潮流となった民族的ナショナリズムの一変種である大アジア主義と、軍事行動による大アジア主義的要求の実現は、暴力的かつ市民社会的な対立の結晶点となった。東アジア民族共通の人種的出自を強調するプロセスは、日本では国民国家と結びつきながらも¹⁰⁶、同じ東アジア民族の中にも確固とした階層性があるという自意識を排除することはなかった。中国学者の竹内好(1910-77)は、アジア主義現象の中に「本当に中身のある客観的に定義しうる思想はない¹⁰⁷」と見なした。竹内はアジア主義の源を自由民権運動および欧化主義と、国粹保存主義と

の間の矛盾に求めた¹⁰⁸。

アジア主義の文脈においてもっとも影響力のあったナショナリスト集団の一つに、1881年に福岡で設立された玄洋社がある。玄洋社はまず自由民権運動の一翼として活動し、1880年半ば以降は天皇制の更なる強化と大陸における日本の拡張を主張した。玄洋社は、日本国民の間に十分な支持を得た他の多くの国粋主義的団体——これらの団体は明治後期に設立された——へ人員を供給する母体となった¹⁰⁹。玄洋社は1880年の集会条例に従い管轄の警察署に設立認可申請を行い、政治結社の設立目的に以下の三つの課題を挙げた。

- ・皇室ヲ敬戴ス可シ
- ・本国ヲ愛重ス可シ
- ・人民ノ主権ヲ固守ス可シ

玄洋社に対してはひとまず設立の許可は下りたとはいえ、1889年には、かつての社員である来島常喜が—来島はその決行前日に退社したのであるが—外務卿大隈重信(1838-1922)の不平等条約改正に対する煮え切らない態度にしばれを切り、大隈を襲撃、重傷を負わせ、その場で短刀により儀式ばった自死を遂げたことで¹¹⁰、結社の存続が一時的に脅かされることとなった。

アジア主義の重要な原動力は、日清戦争により獲得した領土を日本にとって恥辱極まりない1895年のドイツ、フランス、ロシアによる三国干渉¹¹¹の結果として放棄させられたことに対する感情であった。列強の要求に対する日本の無力さへの失望感は、間接的にはあるが後のアナキスト大杉栄(1885-1923)と、1887年より雑誌『国民の友』の編集者として大きな影響力のあった徳富蘇峰(1863-1957)¹¹²のような非常に性格の異なる人物とを結びつけた。

哲学者三宅雪嶺(1860-1945)はこうした失望への対応として、14世紀元朝の編年史にある概念「臥薪嘗胆」をもってあたるべきであると主張した¹¹³。後日の雪辱を期す—とりわけロシアに対する—という態度は、間もなく日本中に広く広まった¹¹⁴。こうした状況下、1901年には黒龍会が設立された。黒龍会はその名前が既に示唆するように、満州とロシアの国境を流れる河川を日本の影響が及ぶ自然の境界線とすべきだとして、領土拡張を最大限要求した。

ロシアによる満州の占領は1901年以降も引き続き強化され、日本はロシアに対し三段階での軍の撤退を要求する最後通告を突きつけたのであるが、このロシアの満州占領により対露同志会が1903年に設立されることとなった。対露同志会は、第一次桂内閣に対する世間の圧力を強めることで、政府がロシアに対して強硬姿勢をもって対処し、日本とロシアとの間で満韓交換による利害対立の均衡が図られることを断念させようとした。この団体は日本の政界、

財界、メディアのオピニオンリーダーたちの雑多な集まりであり、その中には政府に対する厳しい批判者もいれば、無条件に政府を支持する者もいた¹¹⁵。対露同志会は、著名な7人の東京帝国大学教授と学習院大学教授が主導し、七博士建白書が1904年6月10日、政府に直接提出された。この建白書はその後、1904年7月24日の東京朝日新聞紙上に多少手を入れた形で掲載され、アジア大陸で勢力を伸長するロシアの脅威に対する対応の遅れがもたらすであろう危機に注意を喚起した¹¹⁶。そして、明らかに優越する日本の軍事力があれば、この「問題」を最終的に解決できるにもかかわらず、その唯一無二の好機をみすみす逃すことは過失であると主張した。曰く、仮に政府がロシアによる満州侵略を等閑視する政策を続けるならば、日本、中国、朝鮮は以後決して頭を持ち上げることはできず、皇国は永遠の不幸に見舞われるであろう¹¹⁷。

このことに関して、明治天皇の侍医であったエルヴィン・ベルツ（1845-1913）は、彼の1903年12月12日付の日記の中で興味深い記述を残している。

「日本国民がたいへんいきり立っており、ロシアとの交渉が遅々として進展しないことに不満を持っていることに疑いを差し挟む余地はない。そのことは諸大臣にも知らされている。仮にこうした国民の要求を顧慮しない場合には、彼ら大臣自らの生命が、日々刻々と非常な危険にさらされるであろうことは十分に自覚している。にもかかわらず彼らが圧力に折れないとすれば、何かそれに足る理由があるはずである。誰もが交渉が行われる様子に評価を下すが、誰もその交渉がどのようなものであるかを知る者はいない。その典型的な例を挙げよう。『私は政府の理由を知らない。しかし、私は政府を認めない！¹¹⁸』」

国民が感情的に興奮した原因の一部は、人口集中地域や地方においても大いに普及した日刊紙の影響増大に求めることができよう。日露戦争前夜には、東京だけでも定期購読者数が1895年の約7万人から、20万人にまで増加した。購読者数の増加は国民の情報に対する欲求の増大に呼応していた。その理由は、学校教育が順調に普及し識字率が一定程度上昇したこと、都市化の進展、そして情報の流通がそれ自体進展したことにある¹¹⁹。1904年から1907年の間に、国内の主要な新聞はその発行部数をさらに一段と伸ばしたのであるが、その際、新聞社が戦争を支持する姿勢を示すことが定期購読者数増加に良い影響を及ぼすことが示された¹²⁰。黒岩涙香（1862-1920）が主宰する萬朝報が1904年10月8日の社説で意外なことに、国民の多数意見がそうであったのと同じく対露開戦を日本の利益のために必要であるとしたことは明らかにこの理由による。黒岩は編集部内に存在した初期社会主義者に連なる人々からの怒りを買った。これら幸徳秋水周辺の初期社会主義者の一団、およびキリスト者内村鑑三（1861-1930）は¹²¹、日露戦争

の熱狂に反対し戦争による国民の多大な犠牲を正当にも危惧した¹²²。この集団は新聞発行の母体として「平民社」を設立し、1903年11月には早くも第一号を発行した。第一号発行を記念する宣言において平民社に参集した彼らは、フランス革命の三つの柱であり、不変の権利の基礎たる自由・平等・友愛を高らかに謳い、社会主義・平和主義／非戦論、そして教養あるものに主導される労働者、小市民の立場に立つ社会観としての平民主義とを代弁すると宣言した¹²³。1904年3月13日に公表された『余露国社会党書』はとりわけ大きな反響を呼んだ。幸徳は自ら執筆したその書の中で、日本とロシアにおける常軌を逸した愛国主義と軍国主義に対する、日露両国の社会主義者による共同戦線呼びかけた。

外交が天皇大権に属する事柄であったということは、明治国家の構造の特徴である。その限りにおいて、膨大な費用と人的犠牲ゆえに戦勝国日本がロシアと結ばざるを得なかった講和条約の内容に影響を及ぼそうとする行為は¹²⁴、批判が即不敬罪の疑いを呼ぶがゆえに困難を伴った。講和の条件は、日本では1905年8月30日の時事新報号外によって広く知れ渡ることとなった。大手新聞の論説は、日本は確かに戦争には勝利したが、平和を無駄にしたと大いなる失望を示した。出版メディアの多数は、ナショナリストの団体である黒龍会と対露同志会をトップとする講和問題同志連合会と意見を同じくした。連合会は1905年に設立され、講和交渉が誤りであることが明らかとなった場合には、対露戦を継続することを主張した¹²⁵。同年9月5日に連合会による抗議行動が約3万人の参加者を得て日比谷公園で開催され、およそ2千人が皇居に向かって抗議の行進を始めたことが、その後2日間にわたる日比谷焼打ち事件¹²⁶の幕開けとなった。この事件は、天皇による非常事態宣言と軍隊の投入によってようやく鎮圧されたのであるが、9月7日の大雨もこの事件の鎮静化に一役買った¹²⁷。講和条約は変更されることはなかった。日比谷焼打ち事件の鎮圧は、大阪朝日新聞と日本¹²⁸によって、「第二の露都」の見出しの下、1905年1月9日のロシアの血の日曜日と比較された¹²⁹。

この騒動は日本の政治史において、とりわけいわゆる「大正デモクラシー」の文脈においては、おそらくは政治的な「幅広い民衆の共同参加¹³⁰」への要求ゆえに「大正デモクラシー」の嚆矢と見なされているとはいえ、日露戦争の具体的な影響史においては直接的な政治的帰結をもたらさなかった。

明治時代最後の10年間は、新聞・雑誌が世論に与えた影響は大きかった。プリントメディアは、民衆を政治的に多様な目的に向けて大規模に動員することが可能となった。戦争の前哨戦では、国内の大新聞は1895年以降の日本の失望感を色褪せないものとする一方で、自らの影響力

を行使した。戦争中においては、政府による国民の個人的、経済的な犠牲への要求を支持する一方で、戦後は国粹主義的な身振りにより戦争の継続を求めた。遅くとも日比谷焼打ち事件までには、明治のエリートによる通常のメカニズムと取り決めとは違う次元で、民衆は政治決定のプロセスにおける重要な要素となった。日比谷焼打ち事件は、1905年から1918年までの民衆騒擾期¹³¹の始めに当たり、そこで都市民衆は歴史的な観点から「怒れる市民」として姿を現したのである。騒擾の個々の原因は多様であり、1906年3月から9月にかけての公共交通機関の運賃値上げ、1908年2月の増税反対、1913年の第一次護憲運動、1913年9月の対中政策を巡る対立、シーメンス事件での海軍汚職に対するデモ、1918年の普通選挙を求める運動、あるいは「大正デモクラシー期」が最高潮に達した時期の1918年に、投機的な米価高騰と買占めによるコメ不足によって引き起こされた米騒動であった。

1905年の抗議運動は、愛国主義から国粹主義への移行期に位置付けることができる。支配エリートにとっては、一見しただけでは見分けがつかなかったのであるが、これらの騒擾は支配権力への単なる不服従と脅威であったのみならず、支配エリートが直接天皇の権威に依拠したのと同じく、権力を維持する装置としての支配イデオロギーである国体をいかに民衆が内面化し、身をゆだねていたかを示していた¹³²。その限りにおいて民衆騒擾は支配層に対する暴力的な要素にもかかわらず、同時に象徴的にも実際的にも1945年まで政府の行動をあらかじめ規定していたあの「制度の中の精神」が、いかに強固に定着していたかを証言するものであった。

6. おわりに

市民社会概念をこの時期に使用するならば、1945年までの日本における市民社会はまれなことに三つの姿をとって現われる。一つには、自己組織の形態においては、民主化への期待と天皇支配の国家哲学的基礎付けへの拒否は、市民社会を瞬く間に反国家へと追いやり、国家による制裁の対象となった。二つには、ほとんど非政治的な市民社会の形態であり、ニッチな分野に自らを限定し、主に慈善、教育、文化、医療に注力した。三つには、グラムシ的意味における「防御施設、装甲防弾施設のがっしりとした鎖¹³³」として国家を支援する、市民社会と一対の「暗い」像であり、市民社会の規範的概念とは相いれないような形態である。

これらの三形態にもかかわらず、市民社会の認識論的概念を用いることで、市民と国家との関係に新しい評価が可能になるように思われる。というのも、この概念によって社会における対立の場とコンセンサスの原理を同定するこ

とが容易になるからである。こうした見方は、アメリカ人東アジア史家シェルドン・ガロンのアプローチに従うものである。ガロンは市民社会概念を「市民社会という聖杯の探求」に用いるのではなく、日本の歴史においても、そして日本の歴史にこそ、とりわけ国家と社会との関係をよりよく理解し、必要に応じて新たに評価できるようになるための手段として用いることを提唱した¹³⁴。

同様に、市民社会と暴力とを歴史的観点から対立するものであると予断するのではなく、「拡大された参加権の一部でありその可能性である」と解釈することが意義あることであると明らかになった。こうした二項対立の成立は、20世紀における二つの世界大戦を回顧的に分析した結果に過ぎない¹³⁵。さらに言えば、この二律背反は1945年以降の日本の市民社会的発展にとっても、厳密には当てはめることができないのではないかという予測が成り立つ。折に触れて市民社会的行動の典型例として評価される水俣水銀中毒の被害者団体の、自らの利害関心を貫徹するために採用する手段に着目する時、例えば生産現場をバリケードで封鎖したり、工場に乱入し生産設備を破壊するなどの暴力的手段を用いたりすること、あるいは成田空港建設に反対する暴力的な闘争などを考慮すればなおさらである。同様に、現在もなお続く市民社会が国家による福祉や財政に構造的に依存している状態は、少なくとも歴史的次元においては、一方では市民社会と暴力を、他方では市民社会への国家からの影響を、研究上戦略的に厳密に区別する事を困難にし、研究領域を大幅に狭めることになったと考えられる。

本論文の序論で提唱した、(日本の)市民社会を評価するにあたり歴史的観点をより一層考慮することに加え、ここではよりバランスのとれた分析を行うことを提唱したい。日本の歴史における市民社会的行為のルーツを探るといふ視点の下でも、例えば大正時代に起こった学生運動の分析に際し、1918年にロシアでの10月革命の成功を受けて東京帝国大学で設立された新人会や、1919年に早稲田大学でボルシェヴィキ革命を日本人民の幅広い層に定着させようとして設立された民人同盟会¹³⁶のような明治国家の指導的思想である国体に真っ向から対立した「左派」団体のみに焦点を当てることは、早計に過ぎるように思われる。1919年のヴェルサイユ体制における日本の立場の強化、および天皇家の更なる権力強化を市民社会的な活動を通じてめざした学生同盟のような存在がもう一方の政治的スペクトルに存在した。こうした超国家主義的な団体の代表としては、例えば天皇機関説と鋭く対立した憲法学者上杉慎吉(1878-1929)によって設立された二つの学生団体、1920年設立の興国同志会と1925年設立の七生社¹³⁷を挙げることができる。政治的に極端に立つこれらの学生団体に対しては、より政治的な中立を標榜した団体、例えば1934年

に「太平洋における平和を推進するために」設立され、現在まで存続する日米学生会議がある¹³⁸。

この論文では、歴史的市民社会のアクターとして典型的、代表的存在である田中正造（1841-1913）¹³⁹や、被差別部落の代弁者としての水平社と日本語による最初の人権宣言とも称される水平社宣言¹⁴⁰については、ただ短く言及するにとどまる。1930年代から1945年の敗戦までの時期における社会的諸集団による市民社会的な参加を求める運動の分析は、その最初の試みがすでになされている¹⁴¹。

「大正デモクラシー」の文脈では、とりわけ憲法学者美濃部達吉（1873-1948）と政治学者吉野作造（1878-1933）を挙げなくてはならない。彼らは1945年以前の日本の政治的、立憲的制度の内実をリベラルデモクラシーの観点から解釈し、制度に内在する国民参加の可能性を追求した。同時に、絶対君主である天皇を一つの機関として他の立憲的機関の中で第一の地位を占めるに過ぎないと理解する美濃部の天皇機関説においても¹⁴²、また吉野の民本主義¹⁴³においても、体制の核心である国体思想を根本的に疑問視するものではなかった。吉野から大きな影響を受けた民本主義では、個人の多様な自己中心的な利害関心から解き放たれナショナルな利害関心を基底とした国民全体の幸福が、社会的、政治的行為を律する指針となった。同時に、主権は侵すことのできないものとして正式に君主に帰属させられた。自由は決してそれが自己目的化することなく、常に国家の利益に奉仕すべきものとして、かつ全体の幸福に利するものとして、そして国家の法秩序に個人の欲求を従属させることを通じて、国民は最大限の自由に到達できるとされた¹⁴⁴。こうした見方は、個々の国民の参加可能性を漸次的に拡大させることを、大いなる全体の福利の実現のためには、つまり国家あるいは君主の利益と国民の利益とが融合したものとしての国益の貫徹のためには¹⁴⁵、個人は自らを少なからず制限すべきであるという要求と結びつけたのであるが、それはなにも権力者のみが歓迎すべき可能性として支持したのではない。同様にして、影響力を有した反対勢力、あるいは大正デモクラシーの担い手たちも、当時のナショナルな言説において国民と国家との関係を構想するにあたり、個人の君主国家における公共の福利に対する責任を——表面上、あるいは実際にも——エゴイスティックな自己実現よりも優先させるべきであるとした。このような個人を国益に従属させる、社会的「コンセンサス」としての日本型リベラリズム解釈は、同時代の市民社会のアクターが国家に依存し、国益の実現に協力する方向にしか思考できないようにしむけたのである¹⁴⁶。

公共のメディア、教養市民層の参加などの形式的な市民社会の領域論的、行為論的な構成条件が同定可能であることを考慮すると、国体のような国家哲学的概念の存在や、おそらくは市民社会的な発展の条件が制限されていたこと

の目に見える徴としての国家による一層強化された監督・統制だけでは、1945年以前の日本において市民社会が存在したことを疑う根拠とはできないように思われる。特にその間、日本人の研究者も、日本人以外の研究者も、権威主義的な支配システムを維持する、あるいは常に支配システムと対立していたわけではない敵対関係にある国民の役割を視野におさめるようになってきた。ゆえに結論としては、丸山眞男が——おそらく当時はまだ資料の入手に困難があったとしても、1946年にはすでに——日本では「政治的権力がその基礎を究極の倫理の実体に仰いでいる限り、政治の持つ悪魔的性格は、それとして率直に承認されえないのである」と、始めから日本人の過去を免責しようとしたことに対し、異議を唱えなければならぬだろう¹⁴⁷。むしろここでは、文学者アンドレ・モロワが1799年のナポレオンによる新憲法公布に際して、フランス人民の態度を言い当てたのと類似の評価が当を得ているように思われる。「国民は無理やりその意に従わされたのではない。自らその身を差し出したのである¹⁴⁸。」

謝辞

この論文は東日本大震災の前日、2011年3月10日に東京大学で行った筆者の講演原稿を基にしている。この論文では歴史的な内容が取り扱われているが、その執筆中、現代日本の市民社会が危機を克服する過程で——過去、災害が克服される際に示されたのと同様の——安定しつつなお創造性に満ちた姿を明らかに示すことへの期待が膨らんだ。地震と津波による福島第一原発事故の極めて深刻な事態に直面し、日本社会全体がいまだかつてない試練に立たされているとしても、である。

東京大学での講演に際し、有益なコメントを下された方々に感謝します。早稲田大学の坪郷實教授、ソウル国立大学のJuljan Biontino氏、ハレ大学のManfred Hettling教授、Michael G. Müller教授、Patrick Wagner教授、Momoyo Hüstebeck氏、平松英人氏、青木真衣氏、そしてTino Schöhl氏から頂いた支援、コメント、教示に感謝します。

¹ Johann Gustav Droysen, *Grundriss der Historik*, Leipzig: Verlag von Veit und Comp. 21875, S. 8, erster Teil des § 6 aus „I. Die Geschichte“. ドロイゼン、ヨハン・グスタフ（著）樺俊雄（訳）『史学綱要』刀江書院、1937年、40-41頁。

² 碓田のぼる『石川啄木と「大逆事件」』新日本出版社、1990年、114-197頁。

³ 現代日本文学大系26『北原白秋、石川啄木集』筑摩書房、1972年、360頁。

⁴ Robert Pekkanen, *Japan's dual civil society: members without advocates*, Stanford: Stanford University Press 2006, p. 169. 1998年の特定非営利活動促進法とその意義に関しては以下を参照。Tsubogō Minoru, *Die Dezentralisierungsreform in Japan und die Seikatsusha-*

Netzwerke (= Zivilgesellschaft und lokale Demokratie. Arbeitspapiere des Instituts für Politikwissenschaft und Japanologie, Nr. 2), Halle: Universität Halle-Wittenberg 2007, S. 7.

⁵ この「支配的な状況に関する欧米的な解釈」に対する批判としては以下を参照。Daniel Backhouse, Robert Hoffmann, Christian Schreier, *Zivilgesellschaftspolitik in Japan. Die Entwicklung der organisierten Zivilgesellschaft*, (= Opusculum Nr. 37), Berlin: Maecenata Institut 2009, S. 10–11. 同時にそれでもやはり「西洋の考えからすると、組織化された市民社会の特徴がより少なくしか見いだされない」ことが確認されている。11頁。

⁶ 「八月革命」論の生成とそれに対する批判的評価としては以下を参照。宮沢俊義「八月革命と国民民主主義」『世界文化』1946年5月。同『憲法の原理』岩波書店、1967年、375–400頁。松本健一『丸山眞男八・一五革命伝説』河出書房新社、2003年。

⁷ Karl F. Zahl, *Die politischen Eliten Japans nach dem 2. Weltkrieg (1945–1965)*, Wiesbaden: Harrassowitz 1973; Hans-Martin Krämer, *Neubeginn unter US-amerikanischer Besatzung? Hochschulreform in Japan zwischen Kontinuität und Diskontinuität 1919–1952*, Berlin: Akademie 2006を参照。ロードス大学(メンフィス, テネシー州, 米国)の東アジア思想・文化史助教授であるLee Seok-Won [李錫遠]は、2010年にコーネル大学に提出した博士論文 *Rationalizing Empire: Nation, Space and Community in Japanese Social Sciences*において丸山学派とは明確な距離をおきながら、東アジアの文脈での「ネーション」と「ナショナリズム」、および「空間」と「共同体」とに関わる日本での言説に関して、日本の社会科学における1945年以前と以後とのより強い連続性を強調している。Miriam Kingsbergの書評を参照。http://dissertationreviews.org/archives/860 [2012.03.12アクセス]。

⁸ Dieter Rucht, Von Zivilgesellschaft zu Zivilität. Konzeptuelle Überlegungen und Möglichkeiten der empirischen Analyse, in: Christiane Frantz u. Holger Kolb (Hg.), *Transnationale Zivilgesellschaft in Europa. Traditionen, Muster, Hindernisse, Chancen*, Münster: Waxmann 2009, S.75–102, 引用: S. 82.

⁹ 市民性(ドイツ語: Zivilität, 英語: civility)の文脈における非暴力の要請は、市民性コンセプトが「自衛戦争、個人的正当防衛、警察権力等の状況的な暴力」を容認し、「暴力の抑制」「暴力行為を合法性、正当性および状況下での妥当性の原則」に結びつけられる限り、限定的に考えるべきものである。Dieter Rucht, Von Zivilgesellschaft zu Zivilität, S. 82.

¹⁰ Iokibe Makoto, Japan's Civil Society: An Historical Overview, in: Yamamoto Tadashi (ed.), *Deciding the Public Good: Governance and Civil Society in Japan*, Tōkyō: Japan Center for International Exchange 1999, pp. 51–96, ここでは p. 51.

¹¹ Vgl. Harry Harootunian, *Overcome by Modernity. History, Culture, and Community in Interwar Japan*, Princeton: Princeton University Press 2000, p. 37.

¹² 中山研一『現代社会と治安法』岩波書店、1970年、20頁。

¹³ 色川大吉『明治の文化』岩波書店、2007年、282頁。

¹⁴ Wolfgang Seifert, Westliches Menschenrechtsdenken in Japan. Zur Rezeption einer „ausländischen Idee“ zwischen 1860 und 1890, in: Gunter Schubert (Hg.), *Menschenrechte in Ostasien. Zum Streit um die Universalität einer Idee*, Tübingen: Mohr Siebeck 1999, S. 297–336, ここでは S. 306.

¹⁵ すでに欧米の観点からは、「市民性と暴力性との対立」はいずれにせよ「むしろ18世紀末以降の戦争経験とネーション概念の関連、および暴力性と参加への約束との、議論を呼び起こす結合を示唆する長期的な学習プロセスの結果」として理解される。Jörn Leonhard, Zivilität und Gewalt: Zivilgesellschaft, Bellizismus und

Nation, in: Dieter Gosewinkel und Sven Reichardt (Hg.): *Ambivalenzen der Zivilgesellschaft. Gegenbegriffe, Gewalt und Macht*. Berlin: Wissenschaftszentrum Berlin 2004, S. 26–41, ここでは S. 41; ders., *Bellizismus und Nation. Kriegsdeutung und Nationsbestimmung in Europa und den Vereinigten Staaten 1750–1914*. München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag 2008.

¹⁶ Manfred Hettling und Gesine Foljanty-Jost, *Formenwandel der Bürgergesellschaft. Japan und Deutschland im Vergleich*, Halle: Universität Halle-Wittenberg 2009 (= Formenwandel der Bürgergesellschaft - Arbeitspapiere des Internationalen Graduiertenkollegs Halle-Tōkyō, Nr. 1), S. 29–33. 同様に筆者たちは「非暴力」を強調—しかしそれは抗議や争いがないということではない—している。S. 32を参照。

¹⁷ Aurel Croissant, Zivilgesellschaft und Transformation in Ostasien, in: Wolfgang Merkel (Hg.), *Systemwechsel 5. Zivilgesellschaft und Transformation*. Opladen: Leske + Budrich 2000, S. 335–372, hier: S. 335–337. とりわけサルトーリの「トラベリング問題」に関する解説を見よ。

¹⁸ Volker Dreier, Das quantitative Forschungsmodell in der vergleichenden Politikwissenschaft, in: Harald Barrios (Hg.), *Einführung in die Comparative Politics*. München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag 2006, S. 71–97, ここでは S. 90. サルトーリの著作については以下を参照。Giovanni Sartori, Concept Misformation in Comparative Politics, in: *American Political Science Review*, vol. 63, 1970, pp. 1033–1053; Giovanni Sartori, Compare Why and How. Comparing, Miscomparing, and the Comparative Method, in: Matei Dogan und Ali Kazancigil (eds.), *Comparing Nations: Concepts, Strategies, Substance*. Oxford: Blackwell Publishers 1994, pp. 14–34.

¹⁹ Dietrich Geyer, „Gesellschaft“ als staatliche Veranstaltung. Sozialgeschichtliche Aspekte des russischen Behördenstaates im 18. Jahrhundert, in: Dietrich Geyer (Hg.), *Wirtschaft und Gesellschaft im vorrevolutionären Rußland*, Köln: Kiepenheuer & Witsch 1975, S. 20–52, S. 23を参照。

²⁰ 同様の問題意識に基づいた研究としては以下を参照。Sheldon Garon, From Meiji to Heisei: The State and Civil Society in Japan, in: Frank Schwartz und Susan J. Pharr (eds.), *The State of Civil Society in Japan*, Cambridge: Cambridge University Press 2003, pp. 42–62.

²¹ Juan J. Linz, Totalitarian and Authoritarian Regimes, in: Fred I. Greenstein und Nelson W. Polsby (eds.), *Handbook of Political Science, Bd. 3: Macropolitical Theory*, Reading: Addison-Wesley 1975, p. 179; Juan J. Linz., *Totalitäre und autoritäre Regime*, Berlin: Berliner Debatte Wissenschaftsverlag 2003, S. 129.

²² この点に関しては第3章を参照。

²³ Karl-Dietrich Bracher, *Zeit der Ideologien. Eine Geschichte des politischen Denkens im 20. Jahrhundert*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt 1982, S. 369.

²⁴ Gerhard Krebs, *Das moderne Japan 1868–1952. Von der Meiji-Restauration bis zum Friedensvertrag von San Francisco*. München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag 2009, S. 127.

²⁵ Tino Schölz, Faschismuskonzepte in der japanischen Zeitgeschichtsforschung, in: Hans Martin Krämer, Tino Schölz und Sebastian Conrad (Hg.), *Geschichtswissenschaft in Japan. Themen, Ansätze und Theorien*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht 2006, S. 107–134, Hans Martin Krämer, Faschismus in Japan. Anmerkungen zu einem für den internationalen Vergleich tauglichen Faschismusbegriff, in: *Sozial. Geschichte. Zeitschrift für historische Analyse des 20. und 21. Jahrhunderts*. Nr. 2, 2005, S. 6–32. Bernd Martin, Zur Tauglichkeit eines übergreifenden Faschismus-Begriffs. Ein Vergleich zwischen Japan, Italien und Deutschland, in: *Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte* 29,

1981, S. 48–73. Peter Duus and Daniel I. Okimoto, Fascism and the History of Prewar Japan: the Failure of a Concept, in: *Journal of Asian Studies*, 39, Nr. 1, 1979, S. 65–76; Alan Tansman et al. (eds.), *The Culture of Japanese Fascism*. Durham: Duke University Press 2009. 山口定『ファシズム』岩波書店、2006年、2–43頁を参照。

²⁶ Tino Schölz, Faschismuskonzepte in der japanischen Zeitgeschichtsforschung, S. 107–109.

²⁷ Stanley Payne, *Geschichte des Faschismus. Aufstieg und Fall einer europäischen Bewegung*, Wien: Tosa 2006. ファシズム理論に関しては11–33頁を参照。ここではファシズム概念を日本に適用することにはむしろ懐疑的である。402–413頁。

²⁸ Jürgen Habermas, Hat die Demokratie noch eine epistemische Dimension? Empirische Forschung und normative Theorie, in: Jürgen Habermas, *Ach, Europa, Kleine politische Schriften IX*, Frankfurt/Main: Suhrkamp 2008, S. 138–191, ここでは S. 163–164.

²⁹ Jürgen Habermas, Hat die Demokratie noch eine epistemische Dimension? S. 159.

³⁰ この点に関する概観は以下の文献を参照。Mae Michiko, Öffentlichkeit und Privatheit im japanischen Modernisierungsprozeß, in: *Japanstudien 14, Jahrbuch des Deutschen Instituts für Japanstudien*, München: Iudicium 2002, S. 237–266; Mae Michiko, Gibt es in Japan eine Civil Society? Zum schwierigen Verhältnis von Öffentlichkeit und Privatheit, in: *Jahrbuch der Heinrich-Heine-Universität Düsseldorf*, Düsseldorf 2003, <http://dup.oa.hhu.de/121/1/Mae.pdf> [2014.07.07アクセス] – ここではとりわけ日本の「公と私概念」が分析されている。

³¹ この考えをより理解するために、本稿第3章では1945年までの日本に現れた構造的形態を「家族国家」として分析している。

³² Mae Michiko, Öffentlichkeit und Privatheit im japanischen Modernisierungsprozeß, S. 238. 前によれば、「日本は確かに西欧的な近代化と対峙したが、自らの文化を捨て去ることもなかった。その結果として、西欧と日本との公と私に関する概念の複雑な混合と重なり合いが生じ、それが民主化プロセスに困難をもたらしたのである。」(238頁)。その限りにおいて、多様な歴史的、文化的文脈に理論的仮説を適用することには、それが規範的な期待を伴う限り限界がある。Aurel Croissant, *Zivilgesellschaft und Transformation in Ostasien*, S. 335.

³³ Mary Elizabeth Berry, Public Life in Authoritarian Japan, in: *Daedalus*, No. 3 (Early Modernities), 1998, pp. 133–165, p. 133を参照。

³⁴ Mary Elizabeth Berry, Public Life in Authoritarian Japan, p. 134.

³⁵ Mary Elizabeth Berry, Public Life in Authoritarian Japan, pp. 137–138.

³⁶ 三谷博『明治維新を考える』岩波書店、2006年。同『明治維新とナショナリズム：幕末の外交と政治変動』山川出版社、1997年。

³⁷ Mitani Hiroshi, *Die Formierung von Öffentlichkeit in Japan: Eine Bilanz in vergleichender Perspektive*, Halle: Universität Halle-Wittenberg 2011 (= Formenwandel der Bürgergesellschaft - Arbeitspapiere des Internationalen Graduiertenkollegs Halle-Tōkyō, Nr.10), S. 4–5.

³⁸ Luke S. Roberts, The Petition Box in Eighteenth-Century Tosa, in: *Journal of Japanese Studies*, No. 2, 1994, pp. 423–458を参照。全国的普及度に関する統計的概観は429頁を参照。コミュニケーション手段に関しては432–440頁を参照。各大名の実際の政治、あるいは大名教育上への影響に関しては452–453頁。土佐の事例研究は以下を参照。Luke S. Roberts, A Petition for a Popularly Chosen Council of Government in Tosa in 1787, in: *Harvard Journal of Asiatic Studies*, No. 2, 1997, pp. 575–596.

³⁹ Francis C. M. Wei, *The Political Principles of Mencius*, Shanghai: The Presbyterian Mission Press 1916.

⁴⁰ 初期社会主義運動の黎明期において孟子は日本の「社会主義の儒教的祖」とされた。Jean Chesneaux, Die egalitären und utopischen Traditionen im Orient, in Jacques Droz (Hg.), *Geschichte des Sozialismus*. Frankfurt/Main, Berlin, Wien: Ullstein 1974, Band 1, S. 31–64, ここでは S. 31.

⁴¹ ここでは1837年の大塩平八郎の乱を一例として挙げることができる。Ivan Morris, »Rettet das Volk!« Ōshio Heihachirō – 19. Jahrhundert, in: ders., *Samurai oder von der Würde des Scheiterns. Tragische Helden in der Geschichte Japans*. Frankfurt/Main, Leipzig: Insel 1999, S. 223–265.

⁴² Irwin Scheiner, The Mindful Peasant: Sketches for a Study of Rebellion, in: *The Journal of Asian Studies*, No. 4, 1973, pp. 579–597, ここでは pp. 584–589.

⁴³ Kevin M. Doak, Building National Identity through Ethnicity: Ethnology in Wartime Japan and After, in: *Journal of Japanese Studies*, No. 1, 2001, pp. 1–39, p. 7を参照。

⁴⁴ オットー・バウアー (Otto Bauer, 1881–1938) のオーストリア的マルクス主義概念との類比において、民族主義的ナショナリズムは「ナショナルな性質」に基づいた現象として理解することができる。ネーションは「歴史の産物」であり、その「ネーションに受けつがれた特性は (…) その過去が沈殿した以外の何物でもなく、また同様に凝固された歴史 (ママ) なのである。」Otto Bauer, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, Wien: Verlag der Wiener Volksbuchhandlung Ignaz Brand 1907を参照, ここでは特に S. 18.

⁴⁵ 戦時中 (1931–1945) のフェミニズムの言説において、女性史叙述の創始者である高群逸枝にとっての日本女性は、母性を通じてある種日本古代の「自然」的母権ヘゲモニーを典型的に回復するものであった。Andrea Germer, *Historische Frauenforschung in Japan. Die Rekonstruktion der Vergangenheit in Takamure Itsues „Geschichte der Frau“ (Josei no rekishi)*, München: Iudicium 2003, S. 46–48. 多くの女性運動指導者と同様、アジア・太平洋戦争中の国民動員に組み込まれていた市川房枝 (1893–1981) の指導の下、婦選獲得同盟が解散すると、1940年には女性運動はその中心的要求の一つである女性普通選挙権の獲得を戦争に勝利する日まで断念した。Dee Ann Vavich, The Japanese Woman's Movement: Ichikawa Fusae, A Pioneer in Woman's Suffrage, in: *Monumenta Nipponica*, No. 3/4, 1967, pp. 402–436, ここでは p. 423; Sheldon Garon, Woman's Groups and the Japanese State: Contending Approaches to Political Integration, 1890–1945, in: *Journal of Japanese Studies*, No. 1, 1993, pp. 5–41, : ここでは pp. 7–8, pp. 35–39.

⁴⁶ Robert N. Bellah, Intellectual and Society in Japan, in: *Daedalus*, No. 2, 1972, pp. 89–115, ここでは p. 103.

⁴⁷ 平山洋『福沢諭吉の真実』文藝春秋、2004年、12–18頁; 松永昌三『福沢諭吉と中江兆民』中央公論新社、2001年、131–150頁。Annette Schad-Seifert, *Sozialwissenschaftliches Denken in der japanischen Aufklärung. Positionen zur „modernen bürgerlichen Gesellschaft“ bei Fukuzawa Yukichi*, Leipzig: Leipziger Universitätsverlag 1999.

⁴⁸ James L. Huffman, *Creating a Public: People and Press in Meiji Japan*, Honolulu: University of Hawai'i Press 1997. ここでは記者が自らの意見を公表するにあたっての驚くべき自由度の高さが、明治維新の特徴とされている。42頁参照。

⁴⁹ Richard H. Mitchell, *Censorship in Imperial Japan*, Princeton: Princeton University Press 1983. Gregory James Kasza, *The State and Mass Media in Japan, 1918–1945*, Berkeley, Los Angeles: University of California Press 1988を参照。

⁵⁰ 1945年までに制定された数多くの出版に関する法令については、出版統制の観点から分析した第4章を参照

⁵¹ 出版市場は安定した成長を見せた。1897年に東京では201種、大阪では135種、全国では1499種の新聞が発行された。この数字を見る限り、地方でのみ広がった新聞の重要性をとりわけ強調すべきであろう。James L. Huffman, *Creating a Public*, p. 389.

⁵² Mr. Jumoto [sic!], *Japanische Zeitungen*, in: Alfred Stead (Hg.), *Unser Vaterland Japan. Ein Quellenbuch geschrieben von Japanern*, Leipzig: E. A. Seemann 1904, S. 574–582, ここでは S. 574.

⁵³ Peter F. Kornicki, *The Publisher's Go-Between: Kashihonya in the Meiji Period*, in: *Modern Asian Studies*, No. 2, 1980, pp. 331–344, ここでは pp. 333–334, pp. 341–342.

⁵⁴ James L. Huffman, *Creating a Public*, pp. 55–58.

⁵⁵ Richard Rubinger, *Who Can't Read and Write? Illiteracy in Meiji Japan*, in: *Monumenta Nipponica*, No. 2, 2000, pp. 163–198. 従来の統計に対する批判は164–166頁。ジェンダー、地域による偏差については193–195頁参照。Richard Torrance, *Literacy and Modern Literature in the Izumo Region, 1880–1930*, in: *Journal of Japanese Studies*, No. 2, 1996, pp. 327–362. 教材については338頁。

⁵⁶ この点に関しては、日露戦争時の日刊紙の役割を検討した第5章を参照。

⁵⁷ James L. Huffman, *Creating a Public*, p. 57, p. 111, p. 150, p. 310.

⁵⁸ 1945年までの近代日本の精神的基盤に関する以下の叙述は、筆者の次の論文に基づいている。Maik Hendrik Sprotte, *Fukoku kyōhei – Japans Entwicklung bis 1904 zum „reichen Land mit starkem Militär“*, in: ders., Wolfgang Seifert, Heinz-Dietrich Löwe, *Der Russisch-Japanische Krieg 1904/05. Anbruch einer neuen Zeit?* Wiesbaden: Harrassowitz 2007, S. 23–39. ここでは特に24–29頁。

⁵⁹ 金子仁洋『政官攻防史』文藝春秋、1999年、10–11頁。

⁶⁰ 羽仁五郎『明治維新史研究』岩波書店、1997年、428–429頁。

⁶¹ 日本の「近代化」評価と「近代化」概念を、日本の歴史分析への適用することに関しては以下を参照。Sheldon Garon, *Rethinking Modernization and Modernity in Japanese History: A Focus on State-Society Relations*, in: *The Journal of Asian Studies*, No. 2, 1994, pp. 346–366.

⁶² 国体等諸概念の西洋諸語への翻訳に関しては以下を参照。Vgl. Klaus Antoni, *Der Himmlische Herrscher und sein Staat*, München: Iudicium 1991, S. 32–33; Klaus Antoni: *Kokutai – Das „Nationalwesen“ als japanische Utopie*, in: *Saeculum*, Bd. 38 Heft 2–3 1987, S. 266–282, hier S. 267.

⁶³ 日本の建国神話に関しては以下を参照。Nelly Naumann, *Die Mythen des alten Japan*, München: C. H. Beck 1996.

⁶⁴ この点が、支配者の非倫理的な行為による退位もありえる「天命」に基づく中国の皇帝と決定的に異なる特徴である。

⁶⁵ Klaus Antoni, *Shintō und die Konzeption des japanischen Nationalwesens (kokutai)*. Leiden et al.: Brill 1998, S. 133.

⁶⁶ 丸山眞男『日本の思想』岩波書店、2008年、31頁。

⁶⁷ Volker Stanzel, *Japan: Haupt der Erde. Die „Neuen Erörterungen“ des japanischen Philosophen und Theoretikers der Politik Seishisai Aizawa aus dem Jahre 1825*, Würzburg: Königshausen & Neumann 1982, S. 84. フォルカー・シュタンツェルは日本学と中国学を修め、2004年から2007年まで駐中国ドイツ大使、2009年から2013年までは駐日ドイツ大使を務めた。

⁶⁸ 1889年の明治憲法の「父」である伊藤博文(1841–1909)は、ヨーロッパの君主制国家におけるキリスト教の特別な意味と機能を分析し、次のように議論している。「然ルニ我国ニ在テハ宗教ナル者其力微力ニシテ、一モ国家ノ機軸タルヘキモノナシ。(…)我国ニ在テ機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ」。丸山眞男『日本の思想』、29–30頁。色川大吉『明治の文化』、300–301頁。伊藤博文と明治時代の彼の政治的役割に関しては以下を参照。„Ito

Hirobumi: Father of the Constitution“ in Oka, Yoshitake, *Five Political Leaders of Modern Japan*. Tōkyō: University of Tokyo Press 1986, pp. 3–43.

⁶⁹ Wolfgang Seifert, *Verfassung und politische Kultur in Japan am Beispiel der Meiji-Verfassung von 1889*, in: Jürgen Gebhardt (Hg.), *Verfassung und politische Kultur*. Baden Baden: Nomos 1999, S. 139–158, ここでは S. 155.

⁷⁰ 教育勅語原文と1909年の公式ドイツ語訳は以下を参照。大原康男監修・解説『教育勅語：教育に関する勅語』ライフ社、1996年、8–9頁およびS. 45頁。

⁷¹ Sakai Eihachirō, *Die Entstehung des modernen Beamtenapparates*, in: Arnulf Baring (Hg.): *Zwei zaghafte Riesen*. Stuttgart, Zürich: Belsler 1977, S. 58–90, ここでは S. 77. 坂井によって日本の「プロイセン化」の要素が確認されずらしている。

⁷² 丸山眞男『日本の思想』、36頁。

⁷³ 1900年と1925年の選挙法改正に際しては、「過激」と認められる政治的潮流を抑え込む、あるいは特定の方向に誘導する目的で二つの相互に補完し合う治安法も成立した。Rudolf Hartmann, *Geschichte des modernen Japan. Von Meiji bis Heisei*, Berlin: Akademie Verlag 1996, S. 93, S. 151.

⁷⁴ Rudolf Hartmann, *Geschichte des modernen Japan*, S. 66, S. 88, S. 128, S. 150.

⁷⁵ 朝鮮人朴春琴(1891–1973)は1932年、労働者地区である本所と荒川に位置する東京第四区から衆議院議員に選出され、その後2期務めた。1945年4月4日には、植民地朝鮮と台湾の代表10名が貴族院議員に勅命されている。中野文庫(The Nakano Library), <http://www.geocities.jp/nakanolib/giten/k11.htm> [2014.06.19アクセス]。一つの選挙区に少なくとも一年以上在住していなければ、選挙権を獲得することができないという選挙法上の決まりは、1934年にその期間が半減されるまで、日本国民として朝鮮人が参政権を獲得することを困難にした。というのも彼らの多くが主に建築業や鉱山業に従事していたため、移動の多い生活を余儀なくされていたためである。Takashi Fujitani, *Race for Empire. Koreans as Japanese and Japanese as Americans during World War II*, Berkeley et al.: University of California Press 2011, pp. 23–24. 一方、ハンゲル語で投票用紙に候補者名を記入することを許可した1930年の内務省通達には、朝鮮人の投票に際する障壁を低くした。松田利彦『戦前期の在日朝鮮人と参政権』明石書店、1995年、61頁。

⁷⁶ Sharon H. Nolte, *Women's Rights and Society's Needs: Japan's 1931 Suffrage Bill*, in: *Comparative Studies in Society and History*, No. 4, 1986, pp. 690–714, ここでは pp. 712–713.

⁷⁷ 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』国家学会、1897年、53頁。

⁷⁸ 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』、53–54頁。

⁷⁹ Wolfgang Seifert, *Westliches Menschenrechtsdenken in Japan*, S. 316–317.

⁸⁰ 三浦信(編)『改正現行法典』三浦信、1909年、19頁。

⁸¹ 1911年に創立された済生会、1933年に皇太子誕生を機に設立された母子愛育会、1946年に戦争被害者とアジア大陸における日本の旧占領地からの送還者支援のために設立された同胞援護会などを挙げることができる。こうした組織の法的形態はさまざまである。とりわけ済生会は1910年の大逆事件後、脅威とみなされた社会主義的、アナキスト的運動に対する「国家社会主義的」な回答とされたことから、天皇による「勅語」によって公的に有効な形で制度化された。一方で、例えば母子愛育会は昭和天皇の政府に向けた沙汰書で事足るとされた。済生会の設立とその政治的背景は以下を参照。Maik Hendrik Sprotte, *Konfliktstragung in autoritären Herrschaftssystemen. Eine historische Fallstudie zur frühsozialistischen Bewegung im Japan der Meiji-Zeit*, Marburg: Tectum 2001, S.

306–311.

⁸² Red Cross Society of Japan, *The History of the Red Cross of Japan*, Tōkyō: Nihon sekijūjūshū hattatsu-shi hakkōsho 1919, pp. 343–364 を参照.

⁸³ Maik Hendrik Sprotte, *Konfliktaustragung in autoritären Herrschaftssystemen*, S. 139–164 (法律の成立について), S. 154 (同盟罷業の禁止と労働運動に関する規則について), S. 343–347 (ドイツ語による法文の翻訳), S. 344, Fußnote 1 (1922年以降の、変更された女性参画可能性について), S. 334 (社会主義的組織の禁止に関する概観について). 治安警察法条文は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hm33-36.htm> [2014.06.19 アクセス].

⁸⁴ 集会条例条文は以下を参照。近代デジタルライブラリー、国会図書館、<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787960/58> [2014.06.19 アクセス].

⁸⁵ 集会及び結社法条文は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hm23-53.htm> [2014.06.19 アクセス].

⁸⁶ 復権同盟は全国水平社の前駆組織である。部落民の利益代表組織としての全国水平社は、アジア・太平洋戦争期の1941年になって初めて、思想結社として「言論、出版、集会、結社等臨時取締法」の下での許認可手続きを求められた。復権同盟結合規則と1881年の知事による理由書は以下を参照。http://blhri.org/info/book_guide/kiyou/ronbun/kiyou_0001-07.pdf [2014.06.19 アクセス].

⁸⁷ 1925年の治安維持法は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/ht14-46.htm> [2014.06.19 アクセス]. 1941年の改正は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hs16-54.htm> [2014.06.19 アクセス]. 治安維持法は1928年には、犯罪の構成要件を変更することなしに、最高刑が「10年」から「死刑」に引き上げられた。ちなみに治安維持法に基づいた最高刑は一度も言い渡されることはなかった。1941年には、戦時下での状況に適應させられ、さらなる厳罰化が定められた。Richard H. Mitchell, *Thought Control in Prewar Japan*, Ithaca, London: Cornell University Press 1976, pp. 39–68 (立法過程), pp. 69–96 (法の適用), pp. 201–203 (1941年改正法の1から6章の英訳版); Richard H. Mitchell, *Japan's Peace Preservation Law of 1925: Its Origin and Significance*, in: *Monumenta Nipponica*, No. 3, 1973, pp. 317–345.

⁸⁸ Nancy K. Stalker, *Prophet Motive. Deguchi Onisaburō, Oomoto and the Rise of New Religions in Imperial Japan*, Honolulu: University of Hawai'i Press 2008, pp. 6–7.

⁸⁹ Helen Hardacre, *Shintō and the State, 1868–1988*, Princeton: Princeton University Press 1989, pp. 126–127.

⁹⁰ 宗教団体法条文は以下を参照。近代デジタルライブラリー、国会図書館、<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1040043/15> [2014.06.19 アクセス].

⁹¹ Helen Hardacre, *Shintō and the State*, pp. 124–126; Richard H. Mitchell, *Janus-Faced Justice. Political Criminals in Imperial Japan*, Honolulu: University of Hawai'i Press 1992, pp. 150–151. 大本教の政治的位置づけに関しては以下を参照。Ulrich Lins, *Die Ōmoto-Bewegung und der radikale Nationalismus in Japan*, München, Wien: R. Oldenbourg 1976.

⁹² 日本の政治ジャーナリズムに関する同時代の示唆に富んだ研究として以下を参照。Kawabe Kisaburō, *The Press and Politics in Japan, A Study of the Relations Between the Newspapers and the Political Development of Modern Japan*, Chicago: The University of Chicago Press 1921.

⁹³ 新聞条例は以下を参照。近代デジタルライブラリー、国会図書

館、<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787955/138> [2014.06.19 アクセス]. 新聞紙法は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hm42-41.htm> [2014.06.19 アクセス].

⁹⁴ Gregory James Kasza, *The State and Mass Media*, pp. 5–6.

⁹⁵ Frank L. Martin, *The Journalism of Japan*, Columbia: The University of Missouri 1918, p. 17.

⁹⁶ 幸徳秋水 (1871–1911) と大杉栄 (1885–1923) は出版法違反で拘束中、その劣悪な環境により健康が大きく害されたとはいえ、読書と瞑想に非常に多くの時間を費やしたとされる。Robert H. Mitchell, *Janus-Faced Justice*, pp. 29–30.

⁹⁷ 出版法は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hm26-15.htm> [2014.06.19 アクセス].

⁹⁸ Richard H. Mitchell, *Janus-Faced Justice*, pp. 118–121. 「自白を引き出す手段として、警察は手元にあるものは何でも利用した。げんこつ、足、竹、木刀、下駄、サンダル、排泄物、警棒、そしてそろばんなどである。女性は裸にされたり、レイプされたり、天井からつりさげられたりした。」(121頁).

⁹⁹ Elis Tipton, *Japanese Police State. Tokkō in Interwar Japan*. Honolulu: University of Hawai'i Press 1990, pp. 1–16. 松尾洋『治安維持法と特高警察』教育社、1979年、42–56頁.

¹⁰⁰ Amitai Etzioni, *Die aktive Gesellschaft. Eine Theorie gesellschaftlicher und politischer Prozesse*, Opladen: Westdeutscher Verlag 1975, S. 407–409.

¹⁰¹ Ulrich Beck, *Die Erfindung des Politischen. Zu einer Theorie reflexiver Modernisierung*. Frankfurt/Main: Suhrkamp 1993, S. 131–136.

¹⁰² Jörn Leonhard, *Zivilität und Gewalt: Zivilgesellschaft, Bellizismus und Nation*, S. 40–41.

¹⁰³ 新聞等掲載制限令は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rs16-37.htm> [2014.06.19 アクセス]. 国防保安法は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hs16-49.htm> [2014.06.19 アクセス]. 言論、出版、集会、結社等臨時取締法は以下を参照。中野文庫 (*The Nakano Library*), <http://www.geocities.jp/nakanolib/hou/hs16-97.htm> [2014.06.19 アクセス].

¹⁰⁴ 横浜事件とは、ジャーナリスト間での共産主義ネットワークを暴こうとする警察当局の試みであったと理解できる。49名のジャーナリストが拘束され、厳しい尋問と拷問が行われた。その結果6名の命が奪われた。Richard H. Mitchell, *Janus-Faced Justice*, pp. 144–145; Janice Matsumura, *More than a Momentary Nightmare: The Yokohama Incident and Wartime Japan*, Ithaca: Cornell University East Asia Program 1998. 黒田秀俊『横浜事件』学芸書林、1976.

¹⁰⁵ 日露戦争に関する記述は以下を参照。Maik Hendrik Sprotte, *Cry „Havoc!“ and let slip the dogs of war – Das japanische Kaiserreich und der Russisch-Japanische Krieg*, in: ders., Wolfgang Seifert, Heinz-Dietrich Löwe, *Der Russisch-Japanische Krieg 1904/05. Anbruch einer neuen Zeit?* Wiesbaden: Harrassowitz 2007, S. 83–111.

¹⁰⁶ Kevin M. Doak, *Ethnic Nationalism and Romanticism in Early Twentieth-Century Japan*, in: *Journal of Japanese Studies*, No. 1, 1996, pp. 77–103, ここでは p. 80.

¹⁰⁷ Takeuchi Yoshimi, *Japan in Asien*, S. 121–122.

¹⁰⁸ 引用は以下による。Takeuchi Yoshimi, *Japan in Asien*, S. 122–123.

¹⁰⁹ E. Herbert Norman, *Genyosha: A Study in the Origins of Japanese Imperialism*, in: *Pacific Affairs*, No. 3, 1944, pp. 261–284.

¹¹⁰ 石瀧豊美『玄洋社一封印された実像』海鳥社、2010年、119–121頁.

¹¹¹ Frank W. Ikle, *The Triple Intervention. Japan's Lesson in the Diplomacy of Imperialism*, in: *Monumenta Nipponica*, No. 1–2, 1967,

pp. 122–130.

¹¹² 日本はその弱さゆえ列強の要求に屈せざるを得なかったので、蘇峰は実力なき権利と道徳は何の価値もないことを悟ったとされる。徳富猪一郎『蘇峰自伝』中央公論社、1935年、308–311頁。明治から昭和初期にかけて、日本国内のみならず国外での日本像に大きな影響を与えたジャーナリストの生涯については以下を参照。John D. Pierson, *Tokutomi Sohō, 1863–1957: A Journalist for Modern Japan*, Princeton: Princeton University Press 1980.

¹¹³ 臥薪嘗胆の英語訳として“*suffer privation for revenge*”という訳語が与えられている。Okamoto Shumpei: *The Japanese Oligarchy and the Russo-Japanese War*. New York/London: Columbia University Press 1970, p. 48.

¹¹⁴ 後のアナキスト大杉栄は、『少年世界』の読者投稿欄に寄せられた臥薪嘗胆論を、当時10歳の少年だった大杉自身がそのまま友人らに演説したと回想している。友人ら「みんなはほんとうに涙を流して臥薪嘗胆を誓った。」大杉栄『自叙伝—日本脱出記』岩波書店、1996年、56頁。大杉栄の伝記については以下を参照。Thomas A. Stanley, *Ōsugi Sakae. Anarchist in Taishō Japan. The Creativity of the Ego*, Cambridge (Mass.)/London: Harvard University Press 1982.

¹¹⁵ Okamoto Shumpei, *The Japanese Oligarchy*, pp. 81–83.

¹¹⁶ 井口和起『日露戦争の時代』吉川弘文館、1998年、76–77頁。

¹¹⁷ 要約は以下による。Okamoto Shumpei, *The Japanese Oligarchy*, p. 65.

¹¹⁸ Toku Bälz (Hg.), *Erwin Bälz. Das Leben eines deutschen Arztes im erwachenden Japan. Tagebücher, Briefe, Berichte*, Stuttgart: J. Engelhorn's Nachf. 1937, S. 156.

¹¹⁹ Okamoto Shumpei, *The Japanese Oligarchy*, p. 53.

¹²⁰ 例えば萬朝報は1904年の8万7,000部から1907年には25万部に部数を伸ばした。報知新聞は8万3,395部から30万部、東洋朝日新聞は7万3,800部から20万部にそれぞれ部数を伸ばした。井口和起『日露戦争の時代』150頁。

¹²¹ 幸徳秋水の伝記は以下を参照。Maik Hendrik Sprotte, *Konflikt-austragung in autoritären Herrschaftssystemen; その他*: Frederick George Notehelfer, *Kōtoku Shūsui. Portrait of a Japanese Radical*, Cambridge: Cambridge University Press 1971. 内村鑑三とその自伝は Utschimura Kanso [sic!], *Wie ich Christ wurde: Bekenntnisse eines Japaners*, Stuttgart: Gundert 1911; Uchimura Kanzō, *The Diary of a Japanese Convert*, New York et al.: Fleming H. Revell 1895; Hiroko Willcock, *The Japanese Political Thought of Uchimura Kanzō (1861–1930): Synthesizing Bushidō, Christianity, Nationalism, and Liberalism*, Lewiston: Mellen 2008.

¹²² 山泉進『平民社の時代—非戦の源流』論創社、2003年、42–52頁。

¹²³ 堺利彦「平民社時代—初期社会主義者の運動と生活」『中央公論』Nr. 1 (1931)、283–304頁。ここでは285頁。

¹²⁴ 約4千760万の人口と、およそ1千万人の労働可能な成人男性のうち、約200万人が戦場や軍需産業など、様々な形で戦時徴用された。従軍した100万人弱の兵士の内、6万83人が戦死し、2万1,879人が病死した。2万9,438人が健康上の理由で除隊となり、負傷者は14万3,000人にのぼった。Okamoto Shumpei, *The Japanese Oligarchy*, p. 128; 小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊國屋書店、2004年、256頁。

¹²⁵ 黒岩比佐子、『日露戦争—勝利の後の誤算』文藝春秋、2005年、15頁、33–34頁。

¹²⁶ 日本の首都における最初の大衆抗議の結果として、市内2か所の警察署、9か所の派出所、364か所の交番、13か所の教会と15か所の市電が破壊された。新聞各紙は千名の犠牲者数を報じた。

内訳は、警官450人の負傷、兵士および消防署員40名の負傷、デモの参加者約511名の負傷、17名の死者である。内務大臣官邸も大きな被害にあい、国民新聞編集部も襲撃された。首相官邸、外務省、アメリカ大使館、そして皇居そばの帝国ホテルも襲撃の対象となった。Okamoto Shumpei, *The Emperor and the Crowd: The Historical Significance of the Hibiya Riot*, in: Najita Tetsuo u. J. Victor Koschmann, *Conflict in Modern Japanese History. The Neglected Tradition*, Princeton: Princeton University Press 1982, pp. 258–275, ここでは pp. 260–262. 以下も参照。Arlo Ayres Brown III., *The Great Tokyo Riots: The History and Historiography of the Hibiya Incendiary Incident of 1905*, Ann Arbor: University Microfilms International 1986.

¹²⁷ Okamoto Shumpei, *The Emperor and the Crowd*, p. 261.

¹²⁸ 新聞『日本』の編集者陸羯南(1857–1907)は、明治維新後の権力者を批判した一人である。彼は「人生を通じて一貫して明治維新の主導層に反対し、この寡頭的な集団を拡大し、日本の政治を真の意味で「国民的」にする目的をもって「第二維新」を掲げた。」Urs Matthias Zachmann, *Lob der Gegenrestauration: das Staatsverständnis Kuga Katsunans (1857–1907)*, in: Eu-Jeung Lee u. Thomas Fröhlich (Hg.), *Staatsverständnis in Ostasien*, Baden-Baden: Nomos 2010, S. 45–68, ここでは S. 46. Maruyama Masao, *Kuga Katsunan – Der Mensch und sein Denken (1947)*, [übersetzt von Urs Matthias Zachmann], in: ders., *Freiheit und Nation in Japan. Ausgewählte Aufsätze 1936–1949*, Band 2, München: Iudicium 2012, S. 19–42.

¹²⁹ 黒岩比佐子、『日露戦争—勝利の後の誤算』149頁。

¹³⁰ Harald Meyer, *Die „Taishō-Demokratie“. Begriffsgeschichtliche Studien zur Demokratierezeption in Japan von 1900 bis 1920*, Bern: Peter Lang 2005, S. 62.

¹³¹ Andrew Gordon, *The Crowd and Politics in Imperial Japan: Tokyo 1905–1918*, in: *Past and Present*, No. 121, 1988, pp. 141–170, ここでは pp. 142–143.

¹³² 日比谷暴動の批判的分析については以下を参照。Okamoto Shumpei, *The Emperor and the Crowd*, pp. 262–275.

¹³³ 市民社会 (= „*società civile*“) と国家の間に「釣り合いの取れた間柄」が存在している。Antonio Gramsci, [Politischer Kampf und militärische Auseinandersetzung], Aufzeichnung aus den Jahren 1930 bis 1934, (Gefängnisheft 7 [VII], § 16; Krit. Ausg., Bd. 2, S. 865–867), in: Antonio Gramsci, *Zu Politik, Geschichte und Kultur*, Frankfurt/Main: Röderberg 1986, S. 268–273, S. 268を参照。

¹³⁴ Sheldon Garon, *From Meiji to Heisei: The State and Civil Society in Japan*, p. 44.

¹³⁵ Sven Reichardt, „Zivilgesellschaft und Gewalt. Einige Konzeptionelle Überlegungen aus historischer Sicht“, in: Jürgen Kocka et al. (Hg.), *Neues über Zivilgesellschaft. Aus historisch-sozialwissenschaftlichem Blickwinkel*, Berlin: WZB 2001, S. 45–80, S. 57を参照。

¹³⁶ Henry DeWitt Smith, *The Origins of Student Radicalism in Japan*, in: *Journal of Contemporary History*, No. 1, 1970, pp. 87–103, ここでは pp. 90–97.

¹³⁷ Frank O. Miller, *Minobe Tatsukichi. Interpreter of Constitutionalism in Japan*, Berkeley, Los Angeles: University of California Press 1965, p. 202; Florian Neumann, *Politisches Denken im Japan des frühen 20. Jahrhunderts. Das Beispiel Uesugi Shinkichi (1878–1929)*, München: Iudicium, S. 244–251.

¹³⁸ *Japan-America Student Conference* <http://www.jasc-japan.com/> [2014.06.19アクセス].

¹³⁹ Kenneth Strong, *Ox Against the Storm: A Biography of Tanaka Shozo: Japan's conservationist pioneer*, Victoria: University of British Columbia Press 1977.

¹⁴⁰ 「水平社宣言」(Karen Diebner訳)『翻訳』Nr. 6(2006)、6–15頁。

水平社の英訳に際しては、17世紀イギリスのピューリタン革命が引き合いに出されている。25頁。

¹⁴¹ Maik Hendrik Sprotte u. Tino Schölz, *Der mobilisierte Bürger? Aspekte einer zivilgesellschaftlichen Partizipation im Japan der Kriegszeit (1931–1945)*, Halle: Universität Halle-Wittenberg 2011 (= *Formenwandel der Bürgergesellschaft - Arbeitspapiere des Internationalen Graduiertenkollegs Halle-Tōkyō*, Nr.6).

¹⁴² 1912年に美濃部が発表した憲法講話で発展を見た憲法解釈は、ゲオルク・イエリネック（1851-1911）の君主制に関する基本的な国法理解に基づき、その後の数十年間、日本のオピニオンリーダーから皇室にまで広く受容された学説となった。岡田啓介（1868–1952）内閣の1935年8月と10月の二度にわたる国体明徴声明により、絶対君主としての天皇の役割を正統的解釈とする方向転換がなされたことにより、政治的行為を可能とする枠組みが根本的に変化した。美濃部の著作は検閲され、美濃部自身1932年に任命されたばかりの貴族院議員としての地位を失い、さらには襲撃にあい重傷を負った。Frank O. Miller, *Minobe Tatsukichi*, pp. 73–113, pp. 196–253.

¹⁴³ 以下では、民本主義は「デモクラシズム」と訳され詳細に分析されている。Harald Meyer, *Die „Taishō-Demokratie“*, S. 174–186, S. 286–360.

¹⁴⁴ Brett McCormick, *When the Medium Is the Message: The Ideological Role of Yoshino Sakuzō's Minponshugi in Mobilising the Japanese Public*, in: *European Journal of East Asian Studies*, No. 2, 2007, pp. 185–215, ここでは p. 212.

¹⁴⁵ Brett McCormick, *When the Medium Is the Message*, p. 213.

¹⁴⁶ 1920年代後半から終戦に至るまでの「転向」現象も、部分的にはこの考えに沿って理解できる。「社会的コモンセンス」概念によって、一方では、過激なイデオロギーを統制する治安当局側が、刑の減輕や執行猶予をもって反政府主義者に過激思想を捨てさせるために採用した技術、あるいは刑法上の措置が把握される。他方ではまた、主として共産主義、あるいは社会主義に影響された反政府主義者の自己批判の形式が把握される。それは反政府主義者にとっては、個人的なイデオロギー的立場を内面的に「国益」と整合化することで矛盾を見出し、再び社会に完全に統合されるために自らの立場を「社会的コモンセンス」に従わせ訂正するものであった。外部からの圧力の結果による典型的な例として、共産主義者佐野学（1892–1953）と鍋山貞親（1901–1979）を挙げることができよう。両者は1933年に共産党の反君主制的立場とは絶縁する誓いをたて、「日本独自の国体との調和に立つ飼いならされた共産主義が、外国製の共産主義にとってかわらねばならない」という立場を表明した。その後、拘束中の数百の共産主義者がその例に倣った。Robert H. Mitchell, *Janus-Faced Justice*, pp. 78–79. 1920年代に大山郁夫（1880–1955）とともに雑誌『我等』を編集し、日本の軍国主義に（そしてドイツのナショナリズムに）対する主な批判者であったジャーナリスト長谷川如是閑（1875–1969）の評価には困難が伴う。1933年以降、少なくとも出版物の中では、彼は自らの態度を変更させたからである。「如是閑のテキストからは階級闘争のレトリックが抜け落ち、長く見積もって二年のうちには、ナショナルな統合と共同体主義的調和がそれにとって代わった。」長谷川如是閑に関する研究は以下を参照。Andrew E. Barshay, *State and Intellectual in Imperial Japan: The Public Man in Crisis*, Berkeley et al.: University of California Press 1988, pp. 123–222. 引用は p. 202 による。

¹⁴⁷ 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、19頁。

¹⁴⁸ André Maurois, *Das Leben des Honoré Balzac*, Zürich: Diogenes 1985, S. 13.

Resume

Zivilgesellschaft als staatliche Veranstaltung?

– Eine Spurensuche im Japan vor 1945 –

Maik Hendrik Sprotte

Es ist die Absicht, in dieser Darstellung die Möglichkeiten und Grenzen des Engagements jener japanischer Gruppen in dem vom Staat vorgegebenen institutionellen Rahmen des Vereinsrechts vor 1945 zu skizzieren, soweit es sich um Aktivitäten handelt, die als zivilgesellschaftliche interpretiert werden können, und anhand eines ausgewählten Beispiels zu zeigen, dass die Wurzeln der japanischen Zivilgesellschaft weiter zurückreichen, als ihr gelegentlich in der Forschung zugestanden wird. Mithin versteht sich dieser Diskussionsbeitrag als zweifaches Plädoyer:

(1) Als ein Plädoyer für die nachhaltigere Berücksichtigung historischer Prozesse in der politikwissenschaftlichen Forschung zu Japan. So erweist sich beispielsweise die oft zitierte These von der Entstehung oder „Geburt“ der japanischen Zivilgesellschaft nach dem Hanshin-Awaji-Erdbeben vom 17. Januar 1995, respektive durch die Verabschiedung des NPO-Gesetzes 1998 bzw. eine mutmaßliche zivilgesellschaftliche Unterentwicklung mit ihrem sehr auf die juristischen Rahmenbedingungen ausgerichteten Focus als gleichermaßen beständig wie nachhaltig falsch bzw. ahistorisch. Dies gilt in gleicher Weise für die Wahrnehmung des Jahres 1945 als zivilgesellschaftliche Wasserscheide. Folglich bedarf es offenbar einer intensiveren Berücksichtigung historischer Entwicklungen, um derartigen beispielhaften Fehlinterpretationen einer geschichtslosen und gleichsam geschichtslosen politikwissenschaftlichen Forschung vorzubeugen. Dies mag dann mit einer – zweifelsohne auch kritischen – Neubewertung der Möglichkeiten und Grenzen zivilgesellschaftlicher Entwicklungen im Japan vor 1945 mit deren besonderen – geistesgeschichtlichen, strukturellen wie rechtlichen – Rahmenbedingungen und Artikulationsmöglichkeiten spezifischer Interessen einhergehen.

Zugleich versteht sich dieser Text (2) als ein Plädoyer für historische Analysen auf der Basis einer nicht normativ überhöhten Zivilgesellschaftstheorie. Die einseitige Betonung des Demokratisierungspotentials der Zivilgesellschaft als

normativer Ordnung scheint Formen der vor allem auf die Stützung bzw. Bestätigung des Herrschaftssystems zielenden Partizipationsansprüche und -bestrebungen, als einer für diese Phase der japanischen Geschichte prototypischen Variante zivilgesellschaftlichen Engagements, zu verdecken. Dies schließt dann unter Berücksichtigung von Zeit und Raum auch zeitgenössische Auseinandersetzungen ein, die keineswegs immer völlig konflikt- und gewaltfrei Einzelaktionen der Machthaber, keinesfalls aber die Gesamtkonzeption ihrer Herrschaftsausübung oder das inhaltliche Design der Herrschaftspraxis in ihren Kernbereichen zum Gegenstand einer gelegentlich durchaus auch scharfen Kritik hatten. Ein seiner normativen Bestandteile „entkleideter“ Zivilgesellschaftsbegriff ließe, gleichermaßen als Erweiterung der gängigen Analyse Kriterien, in diesem Kontext differenziertere Aussagen über die Rolle und die Handlungsspielräume der Untertanen, die zugleich auch immer Staatsbürger waren, und somit über die Qualität der Staat-Bürger-Beziehungen in historischer Perspektive im Japan vor 1945 zu.